

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度　　自 平成28年4月1日
(第52期)　　至 平成29年3月31日

株式会社シーボン

東京都港区六本木七丁目18番12号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1	主要な経営指標等の推移	1
2	沿革	2
3	事業の内容	3
4	関係会社の状況	4
5	従業員の状況	4

第2 事業の状況

1	業績等の概要	5
2	生産、受注及び販売の状況	6
3	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
4	事業等のリスク	9
5	経営上の重要な契約等	14
6	研究開発活動	15
7	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17

第3 設備の状況

1	設備投資等の概要	19
2	主要な設備の状況	20
3	設備の新設、除却等の計画	21

第4 提出会社の状況

1	株式等の状況	
(1)	株式の総数等	21
(2)	新株予約権等の状況	22
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	25
(4)	ライツプランの内容	25
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	25
(6)	所有者別状況	26
(7)	大株主の状況	26
(8)	議決権の状況	27
(9)	ストックオプション制度の内容	27
(10)	従業員株式所有制度の内容	28
2	自己株式の取得等の状況	30
3	配当政策	31
4	株価の推移	31
5	役員の状況	32
6	コーポレート・ガバナンスの状況等	34

第5 経理の状況

1	財務諸表等	
(1)	財務諸表	40
(2)	主な資産及び負債の内容	65
(3)	その他	68

第6 提出会社の株式事務の概要

第7 提出会社の参考情報

1	提出会社の親会社等の情報	70
2	その他の参考情報	70

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【事業年度】	第52期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社シーボン
【英訳名】	C' BON COSMETICS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員社長 金子 靖代
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目18番12号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	(044) 979-1234 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員 管理本部担当 三上 直子
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号 (シーボンパビリオン<メインオフィス>)
【電話番号】	(044) 979-1234 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員 管理本部担当 三上 直子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	14,147,899	15,017,626	13,934,884	12,833,421	12,493,307
経常利益 (千円)	930,360	1,430,587	597,418	284,784	369,630
当期純利益 (千円)	493,153	840,149	302,398	104,452	176,273
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	449,547	469,425	472,608	474,061	474,922
発行済株式総数 (株)	4,243,000	4,266,100	4,269,800	4,271,300	4,272,300
純資産額 (千円)	8,581,336	8,828,803	8,903,553	8,802,646	8,874,440
総資産額 (千円)	11,239,186	11,860,646	11,618,309	11,155,914	11,243,993
1株当たり純資産額 (円)	2,097.13	2,217.27	2,210.05	2,164.76	2,166.30
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当 額) (円)	80 (40)	80 (40)	80 (40)	50 (30)	40 (20)
1株当たり当期純利益金 額 (円)	120.46	206.73	75.51	25.83	43.14
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 (円)	120.36	206.46	75.35	25.76	43.08
自己資本比率 (%)	76.3	74.4	76.6	78.8	78.9
自己資本利益率 (%)	5.7	9.7	3.4	1.2	2.0
株価収益率 (倍)	16.54	11.05	37.50	91.68	57.95
配当性向 (%)	66.4	38.7	105.9	193.6	92.7
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	775,151	1,132,757	874,731	312,887	638,669
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△402,326	△711,786	△366,224	△180,764	△50,432
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△380,262	△690,310	△371,050	△290,093	△126,747
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	2,210,331	1,940,990	2,078,447	1,920,100	2,381,248
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	1,111 (554)	1,142 (516)	1,162 (508)	1,159 (497)	1,096 (443)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、持分法を適用すべき重要な関連会社を有しておりますので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 当社は、従業員持株会信託型ESOP制度を導入しており、当該信託にかかる従業員持株会信託口が所有する当社株式については、財務諸表において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり純資産額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「期末の普通株式の数」を算定しております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、当該株

式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。なお、当事業年度末において、当該信託は終了しております。

5. 当社は、株式給付信託（J-E S O P）制度を導入しており、当該信託にかかる株式給付信託口が所有する当社株式については、財務諸表において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり純資産額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「期末の普通株式の数」を算定しております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。
6. 第51期の1株当たり配当額には、創立50周年記念配当20円を含んでおります。
7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

昭和41年1月	化粧品の製造・販売を目的として、資本金10,000千円にて東京都中央区西八丁堀（現 東京都中央区八丁堀）にシーボン化粧品株式会社を設立
7月	自社による訪問販売を展開するとともに、販売の効率化を図るため、販売代理店による販売網を拡充
10月	本店を東京都豊島区東池袋へ移転
昭和43年4月	本店を東京都港区麻布三河台町（現 東京都港区六本木）へ移転
昭和48年7月	同時に商号を株式会社シーボン化粧品総合本舗に変更
昭和49年8月	化粧品の生産拠点として、栃木県河内郡上三川町に子会社シーボン株式会社を設立
昭和61年8月	東京都港区六本木に総合本舗ビル「シーボンクイーンビル」落成
平成4年1月	同時に本店を同地（現在地）へ移転
平成6年4月	環境問題に取り組むため、栃木県の指導によりシーボン株式会社工場に汚水処理の排水浄化設備を導入
10月	化粧品の販売とアフターサービスの提供を行うシステムを導入、直営店を会員制サロン「シーボンビューティスタジオ」とし、以降、直営店舗を展開
平成7年10月	商号を株式会社シーボンに変更し、同時に生産子会社シーボン株式会社の商号をシーボンプロダクツ株式会社に変更
平成9年4月	サロン名を「シーボンビューティスタジオ」から「シーボンフェイシャルコンピュータ」へ変更
平成10年6月	顧客の基礎情報、販売情報に加え、肌情報も管理する顧客管理システム（通称：フェイシャルコンピュータ）を開発し、全店に導入
平成12年5月	シーボンプロダクツ株式会社から営業のすべてを譲受、シーボン栃木工場（現「生産センター」）とする（シーボンプロダクツ株式会社は解散）
平成15年1月	社員研修センター「シーボンパビリオン」を神奈川県川崎市宮前区菅生に竣工
平成16年11月	本店ビルを改装し、B1F～4Fにネイル、ボディ、鍼灸、ヘアを備えた総合美容サロン「シーボン美癒」オープン
平成17年11月	大阪予約センター開設 以降電話勧誘を行う予約センターを各地に展開
平成21年9月	通信販売等を担当するカスタマーセンター開設
平成22年4月	アンテナサロンとして「C' BON GINZA」オープン
平成23年4月	神奈川県川崎市宮前区菅生に「シーボンパビリオン<メインオフィス>」を竣工、本社機能を東京都港区六本木より移設
平成24年3月	ジャスダック証券取引所（現 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード））に株式を上場（平成24年6月上場廃止）
平成24年4月	西日本の販売網強化のため、関西事務所を開設
平成25年3月	シーボン美容研究所（現「生産センター」）において、品質マネジメントシステム「ISO9001」認証取得
平成25年4月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成26年4月	シーボン美容研究所（現「生産センター」）において、環境マネジメントシステム「ISO14001」認証取得
平成28年1月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成28年1月	シーボン美容研究所を改修し、「生産センター」とする研究開発、物流拠点となる「研究開発センター」を竣工
平成28年1月	創立50周年を迎える

3 【事業の内容】

当社は、スキンケア製品を中心とする化粧品及び医薬部外品（以下、単に「化粧品」という）の製造販売会社であり、自社工場「生産センター」で製造した製品を「シーボンフェイシャリストサロン」と称する直営の専門店等で販売しております。また、会員制度を導入し、顧客に対し化粧品購入後も正しい使用方法を促すため、アフターサービスを提供しております。

スキンケア製品には、クレンジング・洗顔料・化粧水・乳液等の日常的に使用するベーシック製品と美容液・クリーム・パック等のお手入れ等の目的に応じて使い分けるためのスペシャル製品があります。その他、リップ・アイシャドウ・チーク・ファンデーション、ネイル等のメイクアップ製品やシャンプー・リンス等のボディ関連製品も扱っております。

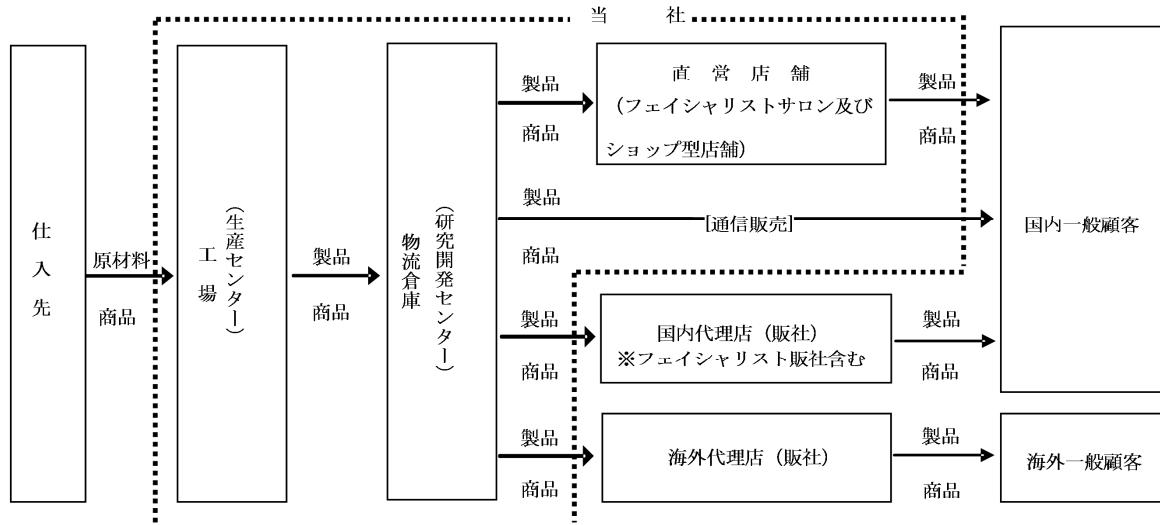
なお、当社には、非連結子会社2社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。また、当社は単一セグメントのため、当社事業を3つの事業体制群に分類し、それぞれの事業の内容を以下に記載いたします。

- (注) 1. スキンケア製品とは、肌質自体を整え、皮膚を清潔にし、健康な状態にするのを目的とする基礎化粧品です。
2. メイクアップ製品とは、肌に塗布することで、肌に色を与えて気になる部分を隠したり、一時的に美しくする等を目的とする化粧品です。

事業体制	特徴
製造	栃木県にある生産センターで、化粧品GMPに準拠した製造管理、品質管理により、医薬部外品を中心に製造しております。また、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得しております。顧客にできる限り新鮮な製品を提供するという方針のもと、研究、物流の拠点である研究開発センターで店舗在庫をリアルタイムで管理し、販売との同期化を図る小ロット生産体制を確立しております。ただし、メイクアップ製品等は製造を外部に委託し、一部製品において包装工程を生産センターで行っております。主力ブランドの「フェイシャリスト」を軸に、エイジングケア用「コンセントレートプラス」、お肌の悩み別の薬用美容液「シーボンMD」、通信販売向けの「アビリティ」等のブランドを展開しております。
販売	当社では、インターネットや雑誌等への広告出稿のほか、各種イベント会場・駅前・街頭等においてデモンストレーション及び試供品の配布等を行い、見込み顧客をフェイシャリストサロンにおける当社製品及びアフターサービスの有償体験に誘致しております。 来店顧客に対しては、有償体験とともに、美容販売員が自宅での正しい使い方やお手入れ方法のアドバイス等化粧品全般と肌状態に関するカウンセリングを実施し、顧客の肌状態にあったホームケア化粧品を販売する手法を探っております。 それ以外の販売経路として通信販売、国内代理店販売、海外代理店販売があります。国内代理店の中には、フェイシャリスト販社と称する直営店舗同様の販売方法を採る代理店があります。
アフターサービス	当社は、直営店舗、フェイシャリスト販社及び通信販売の顧客を会員として登録するとともに、「会員アフターサービス規約」に基づき、ホームケア製品の購入金額に応じたポイント「ビューティアップ・ポイント」を付与し、ポイント数に応じて、アフターサービスを提供しております。アフターサービスの際に、顧客の要望により、無料のフェイシャルサービスに加え、別途購入するパックセット等を用いたフェイシャルサービスの提供も行っております。

- (注) 1. 化粧品GMPとは、化粧品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する日本化粧品工業連合会の自主基準であります。GMPとは「Good Manufacturing Practice」の略称です。
2. アフターサービスとは、カウンセリングに基づくスキンケアアドバイスとフェイシャルサービス等であります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,096 (443)	35.2	8.6	4,078,636

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業部門等の名称	従業員数（人）
本社部門	161 (154)
直販営業部門	883 (227)
生産部門	52 (62)
合計	1,096 (443)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の（ ）は、外数で臨時従業員（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む）の年間の平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続いており、個人の消費マインドにも持ち直しの動きがみられます。しかし、米国の新政権発足等世界経済の不確実性の影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

こうした経営環境の中、当社は「カスタマーバリューの創造」を経営指針として、平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画に基づき、顧客層の拡大を図るとともに、獲得した顧客のロイヤルカスタマー化を目指しております。

当事業年度におきましては、中期経営計画の重点施策の一つである「ブランド力の強化」に注力をし、イベントプロモーションを中心とした集客チャネルの多様化によるバランスの良い集客活動を行うための基盤の再構築を図ってまいりました。主軸となるイベントプロモーションでは、法人営業を強化し、企業タイアップによる新たなイベント会場の開拓を進めるとともに、美容スタッフ（フェイシャリスト）のイベント参加を強化し、イベント内容の充実を図る等集客力の向上に努めました。また、新たなチャネルの一つとしてテレビ通販へ販路を拡大し、インフォマーシャルによるシーボンブランドの認知度向上を図りました。

既存顧客につきましては、顧客セグメントに応じたきめ細やかなサービスによる顧客満足度の向上を意識した接客に努め、特に入会間もない顧客へ継続を促すためのフォローオン体制を強化いたしました。また、首都圏の一部店舗で女性用“ウィッグ”的の発売を開始し、新たな付加価値を提供する等、顧客との接点拡大に努めてまいりました。

製品におきましては、新たに下記の製品を発売いたしました。

- ・4月：美白スキンケアライン『ホワイト』シリーズより、化粧水、美容液、クリームに非売品の美容液『ブライトアップエッセンス』をプラスした『FWセット』を数量限定で発売。
『ホワイト』シリーズの共通成分を配合したクレンジングクリーム『フェイシャリスト ブライトアップマゼ』を230gの大容量で新発売。
- ・5月：紫外線等によるダメージ肌に働きかけるスペシャルケアセット『SPA 04』を期間限定発売。
- ・6月：カシスの果実味たっぷりの酵母飲料『酵母美人一カシス』を数量限定発売。
- ・7月：おいしくカラダをサポートする酢飲料『酵素美人一赤』からカロリーを50%カットした『酵素美人一赤 カロリーオフ』（ピンクグレープフルーツ味）を新発売。
しなやかなハリ肌を目指すエイジングケアライン『BX』シリーズより、BBクリーム『フェイシャリスト BXスペシャルBB』を新発売。
- ・10月：“光”的ダメージに着目したシーボン最高峰のエイジングケアライン『AC 4』シリーズをバージョンアップ。化粧水・美容液・保湿クリームに加え、新たにクレンジングクリームを新発売。
- ・11月：年齢や肌冷え、乾燥でハリをなくした肌をリフレッシュするスペシャルケアセット『SPA 06』を期間限定発売。
今秋に収穫された巨峰ストレート果汁を使用した健康飲料『葡萄美人-2016』を数量限定で発売。
- ・12月：黄金生姜・大生姜を配合した酢飲料『酵素美人一金』を数量限定で発売。
- ・1月：肌本来が持つ美しさを引き出すベーシックケアライン『フェイシャリスト』シリーズより、『フェイシャリスト モイスチャークリームS』が医薬部外品としてバージョンアップ。

以上の販売活動を実施し、新規来店者数の増加により新規顧客への売上高は増加したもの、平成28年3月期における新規来店者数の減少が既存顧客の継続数へ影響したことにより、直営店舗における売上高は12,084,512千円（前年同期比2.7%減）となりました。

利益面におきましては、最近の業績動向及び今後の計画を踏まえ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来使用見込みのない電話加入権の減損損失59,353千円と、一部店舗の固定資産における減損損失43,419千円を特別損失として計上いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高12,493,307千円（前年同期比2.7%減）、営業利益325,328千円（前年同期比38.4%増）、経常利益369,630千円（前年同期比29.8%増）、当期純利益176,273千円（前年同期比68.8%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、法人税等の支払、有形固定資産の取得による支出、配当金の支払等の要因があつたものの、税引前当期純利益254,160千円等により、前事業年度末に比べ461,148千円増加し、当事業年度末には、2,381,248千円（前年同期比24.0%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動の結果獲得した資金は638,669千円（前年同期比104.1%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益254,160千円、減価償却費314,464千円、減損損失102,773千円、ポイント引当金の増加57,750千円、株式給付引当金の増加53,266千円、法人税等の支払額183,545千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果使用した資金は50,432千円（前年同期比72.1%減）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出300,000千円、定期預金の払戻による収入500,000千円、有形固定資産の取得による支出158,463千円、投資有価証券の取得による支出100,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果使用した資金は126,747千円（前年同期比56.3%減）となりました。これは主に、自己株式の売却による収入45,746千円、配当金の支払額170,653千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

① 生産実績

区分		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
スキンケア	ベーシック (千円)	5,220,997	103.0
	スペシャル (千円)	10,512,730	108.3
メイクアップ (千円)		32,761	85.7
その他 (千円)		268,741	97.6
合計 (千円)		16,035,230	106.3

- (注) 1. 上記金額は、販売単価によっております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 上記区分ベーシック及びスペシャルの品目構成は、以下のとおりです。
ベーシック：洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の基礎化粧品
スペシャル：美容液・クリーム・パック等の化粧品

② 仕入実績

区分		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
商品仕入 (千円)		134,842	77.0
原材料仕入 (千円)		1,034,495	99.4
合計 (千円)		1,169,337	96.2

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれおりません。
2. 上記区分商品仕入の減少要因は、「酵素美人」シリーズの販売減少等によるものであります。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

区分		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
製品	スキンケア	ベーシック (千円)	3,781,991
		スペシャル (千円)	8,086,555
	メイクアップ (千円)	17,643	76.9
	その他 (千円)	53,743	96.2
	小計 (千円)	11,939,934	96.5
商品	美容関係器具・小物 (千円)	28,312	66.6
	その他 (千円)	348,675	141.7
	小計 (千円)	376,987	130.6
その他 (千円)		176,385	101.7
合計 (千円)		12,493,307	97.3

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記区分ベーシック及びスペシャルの品目構成は、以下のとおりです。

ベーシック：洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の基礎化粧品

スペシャル：美容液・クリーム・パック等の化粧品

3. 上記区分商品その他の増加要因は、新発売した「フェイシャリスト BXスペシャルBB」の影響等によるものであります。

4. 最近2事業年度の主要な販路及び販路別売上高及び割合は、次のとおりであります。

販路別	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
直営店舗	12,418,193	96.8	12,084,512	96.7
通信販売	216,604	1.7	225,100	1.8
国内代理店	166,272	1.3	155,358	1.3
海外代理店	32,350	0.2	28,336	0.2
合計 (千円)	12,833,421	100.0	12,493,307	100.0

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様の美を創造し演出する会社」として、「お客様に美しくなることを提供し、その結果に最後まで責任を持つ」ために、製品の研究・開発、製造から販売、アフターサービスに至るまで、製販サービス一体の事業展開を行い、確かな品質の製品を顧客に自信をもってお届けし、最後の一滴まで満足して使っていただくためのサポート活動を今後も行ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、継続的な事業の拡大を通じて、企業価値と企業体力を高めていくことを経営の目標に掲げております。経営指標としては、事業及び企業の収益力を表す各利益項目を重視し、特に売上高、経常利益の増額と経常利益率の改善を目指しております。

(3) 経営環境

当社が属する化粧品業界は、既に成熟した国内市場での限られたシェアをめぐる企業間競争の中、異業種からの参入も相まって厳しさを増しております。また当社の主力製品が属する国内スキンケア製品市場においては、経済産業省の化粧品統計表（平成28年4月から平成29年3月まで）によりますと、生産数及び販売金額とともに前年同期比を上回る結果となっております。主な要因として、エイジングケアなどの機能性を訴求した高価格帯製品が好調に推移したことや、時短ケアを訴求したオールインワンやシートマスクが需要を取り込んだこと等により市場は微増ながら拡大しております。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画を推進してまいりましたが、現在の業績等の状況を踏まえて中期経営計画の見直しを行い、「新たなシーボンへー革新と挑戦ー」を経営指針とする平成30年3月期から平成32年3月期までの新たな中期経営計画を策定いたしました。「新たなお客様の開拓」「現場力の向上」「より強いブランドへ」の3つを重点課題とし、初年度となる平成30年3月期におきましては、再成長につながる1年とするため、直営サロン展開の強化を図るとともに、シーボンブランドの価値を磨き上げ、将来の成長性を高めてまいります。

①新たなお客様の開拓

新規顧客の獲得に向けて、引き続き法人営業を積極的に推進し、新たなイベントプロモーションを展開するとともに、美容スタッフとPRスタッフの連携を強化し、店舗主導でのイベントプロモーションを積極的に推進してまいります。また、新規のお客様のカウンセリングを担当するフェイシャルリストの育成と教育体制を強化し、新規開拓力の向上を図ってまいります。

さらに、テレビを中心とした通信販売の強化により新たな顧客層の開拓を進めるとともに、女性用ウィッグの取扱店舗を全国へ拡充し顧客との接点を拡げていく等、新たに始めた取組みを強化してまいります。

②現場力の向上

当社の製品・サービスと並んで重要な成長の源泉は「人材」です。特に女性社員が多い当社にとって、女性の多様なライフステージに対応した人事制度の整備と啓蒙活動の推進は、優秀な人材の定着のための重要な経営課題であると考えております。引き続き制度の強化を図るとともに、当社の取組みを積極的に発信する事で、採用ブランドの強化にも繋げてまいります。

また、次世代を担う人材の育成を目指した教育プログラムを強化し、当社の成長戦略実現に向けた人材基盤の強化を図ってまいります。

さらに、複雑化する顧客ニーズへ対応するため、組織体制変更と店舗との連携強化による組織の活性化を図り、施策展開のスピード力と実行力を向上させてまいります。

③より強いブランドへ

当社が化粧品メーカーとしての顧客満足度の高い製品を提供していくため、製品開発力の強化にも注力してまいります。マーケティング力の強化を図り、顧客ニーズや販売チャネルに合わせた製品、健康食品の開発等、市場ニーズに迅速に対応できる開発体制を構築してまいります。

また、顧客一人ひとりに適したご提案をするために、新しい肌解析システムの導入とそれに伴う社内整備を進め、カウンセリング力を強化してまいります。併せて、会員ステージの整備を行い、ステージに応じたサービスの差別化と充実を図り、顧客満足度の向上による継続率の向上を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、重要であると考えられるものについては、投資者に対する適時情報開示の観点から積極的に開示しております。当社はこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、発生の防止に努めてまいりますが、以下のリスクは全てを網羅したわけではなく、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。なお、本項における将来に関する事項については、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① 当社事業について

(化粧品業界の動向と当社の事業戦略について)

当社は、化粧品の製造販売を主要事業としております。当社が属する化粧品業界は、既に成熟した国内市場での限られたシェアをめぐる企業間競争の中、異業種からの参入も相まって厳しさを増しております。

当社の取扱う製商品は、自然由来成分に着目したスキンケア製品が主となっております。今後も顧客のニーズに合致した製商品を開発し、当社製商品の特徴を訴求していく方針であり、「製販サービス一体」にこだわり、高機能な製品の提供と直営店舗でのアフターサービスの実施という独自の事業形態をアピールすることによる認知度の向上や、顧客ニーズを捉えた機動的な新製品の開発等を推し進めてまいります。これらの事業戦略は、事業環境を踏まえ十分な検討を経たうえで積極的に実施する方針ではありますが、顧客のニーズが多岐にわたる化粧品業界において、当社の事業戦略が顧客のニーズに合致しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社の取扱製品は比較的高価格であり、個人消費動向等の景気変動の影響を受ける可能性があるほか、当社の顧客層は比較的所得の高い中高年層が多いことから、特にこの中高年層の消費動向に影響を受ける可能性があります。

また、消費者保護の動きが強まる中、当社はそれぞれの対応策を実行していきますが、これらが奏功しなかった場合も、同様の影響を受ける可能性があります。

(販売体制について)

当社の販売網は、直営店舗（96.7%）・通信販売（1.8%）・国内代理店（1.3%）・海外代理店（0.2%）で構成され（括弧内は平成29年3月期の全社売上高に占める割合）、直営店舗での販売が売上の大半を占めます。これは、店舗美容販売員が直接、接客対応し、顧客の肌状態にあったホームケア化粧品を選び、自宅での正しい使い方やお手入れ方法のアドバイスなど、化粧品全般に関するカウンセリングを実施する直営店舗展開が効果的と判断したことによるものです。

しかしながら、顧客のニーズが多岐にわたる化粧品業界において、当社の販売体制が顧客のニーズに合致しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(アフターサービスについて)

当社は、顧客を会員として登録するとともに、「会員アフターサービス規約」による会員区分に基づき、ホームケア製品の購入金額に応じたポイント（正式名称は、「ビューティアップ・ポイント」）を付与し、ポイント数に応じて無償でアフターサービス（カウンセリングに基づくスキンケアアドバイスとフェイシャルサービス等）を提供しております。

今後も顧客満足度向上を図るべく、様々な営業戦略を展開していく過程において、当該会員アフターサービス規約に変更を加える場合がありますが、これらの営業戦略及びそれに伴う会員アフターサービス規約の変更が奏功しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(当社の主力製品と製品開発について)

当社の主力製品は、スキンケア製品（洗顔、化粧水、乳液、美容液、クリーム等）です。これらのスキンケア製品の売上は、平成29年3月期において売上全体の95.0%を占め、これらの製品の売上動向は、当社の業績に大きな影響があります。

当社は、顧客に長くご愛顧いただけるよう息の長い製品作りを目指しており、発売開始からリニューアルまで数年間にわたることが通例であります。製品開発活動においては、市場動向は元より、当社会員による年30万通以上のメールアンケートや集積された肌情報を検証するなど、顧客ニーズを踏まえ十分な検討を経た上で実施していく方針ではありますが、想定した成果が得られない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(新規顧客サービスについて)

当社では、新規顧客開拓のために、各種イベント会場・駅前・街頭等におけるデモンストレーション及び試供品の配布やチラシ・WEB広告、電話勧誘等を行っております。また、当社の「製販サービス一体」という化粧品にアフターサービスという独自の付加価値をつける特徴を認知していただくために、初めて来店していただいた顧客に対して、会員に購入金額に応じて提供するアフターサービスとほぼ同一のサービスを有償で提供しております。

これらの営業戦略が、見込み顧客のニーズ喚起に奏功しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(販売・来店促進キャンペーンについて)

当社は販売・来店促進のために、主力製品の增量キャンペーンや推奨製品の購入に応じて景品をプレゼントするキャンペーン等を行うことがあります。当該キャンペーンが顧客のニーズに合致しない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(国内代理店「フェイシャリスト販社」について)

当社の国内代理店の中で、一部当社の直営店舗と同様の販売及びアフターサービスを行っている店舗（フェイシャリスト販社）があります。（平成29年3月末現在4店舗）

当社は、これらの代理店の店舗が当社直営店舗と同様のサービス水準を保つために、直営店舗と同様の教育カリキュラムの実施、また当社内部監査課による内部監査の実施等を行っております。しかしながら、何らかの原因で当社直営店舗と同様のサービス水準を保てない場合、当社直営店舗での販売活動に影響を及ぼす可能性があります。

② 当社の生産体制について

(製造拠点について)

当社製品の製造拠点は、栃木県の自社工場1ヶ所のみとなっております。取引先との良好な関係を築いており、万が一に備えた提携工場の確保等対策を講じておりますが、天災等に見舞われ生産設備への被害など不測の事態が生じた際には、当社製商品の円滑な供給に支障を来たすことが考えられ、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(原材料の仕入について)

当社は、一部の製品において使用する原材料の仕入を特定の仕入先に依存しております。当社は、仕入先と良好な関係を保持しており、安定的に仕入のできる体制を構築しておりますが、供給会社における事業継続不能な不測の事態の発生、原料不足や原油価格の変動等何らかの理由により、必要な原材料等の適正な価格による継続的な供給を受けることができなくなった場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(製商品の品質や安全性について)

当社は、製商品の品質や安全性を保つために化粧品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する製造基準である化粧品GMP基準に沿った仕様で、当社独自の品質評価基準を設定し、厳しい品質チェックを行っておりますが、当社の製商品及び競合他社の製商品、並びにそれらの原材料の品質や安全性について疑義が生じた場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。結果的に当社の製商品に品質欠陥や安全性に関する問題が生じなかった場合においても、風評被害等により、同様の影響を受ける可能性があります。

③ 当社事業に対する法的規制等について

(当社事業の製造に関連する法的規制について)

当社は、自社工場で化粧品を製造しており、医薬品、医薬部外品、化粧品の品質・有効性及び安全性の確保を目的する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び関連規程をはじめとした、品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を受けており、当社の主力製品（スキンケア製品等）の多くが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定める医薬部外品として承認を得ております。また、当社では「化粧品製造業」及び「医薬部外品製造業」の許可を得ております。当該法令による規制の遵守を徹底しておりますが、万が一、これらに抵触したこととなつた場合は、行政処分等の対象となることがあります、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

国内において医薬部外品及び化粧品を製造販売するためには、製造販売業の許可を必要とし、当社はその許可を取得しております。これらの許可是、5年毎に更新を行うこととなっておりますが、法令違反等があった場合には、許可の更新を拒否され、または許可を取り消されることがあります、製造設備においても厚生労働省令で定める基準に適合しない場合等には、その使用を禁止されることがあります。

また、化粧品及び医薬部外品は、本法において広告に関する規定があり、虚偽又は誤解を招く恐れのある事項や承認を受けていない効能又は効果を宣伝することは禁止されていることから、社内に審査機関を設置し事前確認を行うこととしております。

(化粧品・医薬部外品の製造及び販売事業に係る主要な許可の取得状況等)

許可の名称	有効期間	取消事由及び該当状況
化粧品製造業許可	平成32年9月30日まで（5年毎の更新）	(許可の取消) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第75条に定められる事由 に該当した場合 (該当状況)
医薬部外品製造業許可	平成32年9月30日まで（5年毎の更新）	
化粧品製造販売業許可	平成32年9月30日まで（5年毎の更新）	
医薬部外品製造販売業許可	平成32年9月30日まで（5年毎の更新）	上記取消事由に該当する事項はありません。

(ロ) その他法的規制等

当社は、化粧品の製造及び国内での販売のほか、海外3カ国に輸出をしております。これらの事業展開に当たっては、本法をはじめとするその国々の法令等を遵守する必要があります。海外輸出に当たっては、関税等の輸出入規制や各国独特の原料規制等があり、これらの最新の情報収集に努め対応しております。将来において、これら法令等の改正又は新たな法令等の制定により、当社が適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(当社事業の販売及びサービスに関連する法的規制について)

当社は、電話による集客や通信販売を行っていることによる「特定商取引に関する法律」の規制、個人消費者に対し、予め店舗美容販売員によるカウンセリングを実施した上で販売勧誘を行うことによる「消費者契約法」の規制など、個人消費者保護の観点から制定された各種法令の規制を受けております。当社では、社員教育の実施や管理体制の構築等により当該諸法令の遵守を徹底しておりますが、万が一、これらに抵触することとなった場合は、行政処分等の対象となることがあります、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、将来において、これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定され、当社が適切に対応できない場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(イ) 特定商取引に関する法律

本法は、訪問販売や通信販売、特定継続的役務提供等の特定取引の公正化を図り、消費者の保護を図るための法律であります。当社では、『本項①当社事業について（新規顧客サービスについて）』において記載のとおり新規顧客の開拓を行っておりますが、電話勧誘の際には、事業者名、販売目的等の告知を徹底するとともに、デモンストレーション及び試供品配布等に際しても、有償体験に勧誘する場合には、見込み客に検討する機会を与えるために店舗に同行しないことなどを社員教育等を通じて徹底し、本法に抵触しないことは元より疑義が生じることがないよう対応しております。

また当社は、契約の勧奨におきましては、事実を誤認させるような行為や威迫により困惑させるような行為を社内規程、ルールで一切厳禁とするとともに、定期的な社員教育により本法の趣旨を理解させ、遵守徹底を図っております。契約に際しては、書面交付の義務付け、「会員アフターサービス規約」の説明を行い、その内容を十分にご説明し、納得いただいた上で契約を行っております。さらに、当社の通信販売においては当然のことながら、本法の趣旨を鑑み、店舗販売の場合にもクーリング・オフ制度を設定しております。

本法については、適宜情報収集を行い、社員教育に繋げておりますが、万が一、本法に違反するような行為やそのように誤認される行為があつた場合や、将来において、これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定され、当社が適切に対応できない場合には、行政機関による指導又は業務停止命令の対象となることがあります、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 消費者契約法

本法は、民法の契約者双方が対等という原則から一步踏み込み、契約内容においてより多くの情報を持ち交渉力に優る事業者から一般消費者を守るための法律であります。当社は、本法に基づく販売マニュアル等を作成し、定期的な社員教育により本法の遵守徹底を図っております。適宜情報収集し、社員教育に繋げておりますが、万が一、本法に違反するような行為やそのように誤認される行為があつた場合や、将来において、これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定され、当社が適切に対応できない場合には、行政機関による指導又は業務停止命令の対象となることがあります、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 不当景品類及び不当表示防止法

本法は、一般消費者の利益の確保と公正な競争の確保を目的に制定され、不当表示や過大な景品類の提供を規制しております。当社は、営業戦略の一環として、顧客を直営店舗へ誘致するべく、顧客に対し無料サンプルの配布やプレゼントの贈呈を行っており、本法の規制を受けております。また、当社は営業戦略の一貫として積極的な広告展開を行っておりますが、広告掲載前に社内の審査機関の事前確認を実施するなど、不実の内容や誇大な表現を排除し、本法に違反しないよう十分に留意しております。また、定期的に監督官庁からの情報収集を行っております。しかしながら、将来的な法令解釈の変更や規制範囲の拡大等により、当社の広告展開が制約される可能性があります。

(二) 個人情報の保護に関する法律

当社は、顧客の氏名・住所・生年月日又は年齢、電話番号、Eメールアドレス等の個人情報のほか、製商品の使用方法等に関して適切なカウンセリングを行うために、必要な範囲で顧客の生活状況、健康状態等を確認させていただくことがあるとともに、化粧品の購買履歴や肌情報等の顧客のプライベートな情報を入手する立場にあり、本法に定められた個人情報取扱業者に該当いたします。また、当社は、それ個人情報を、直営店舗・工場・カスタマーセンター・フェイシャルリスト販社等で共有しており、個人情報を格納するサーバーには厳格にアクセス制限をかけた上で、社内ネットワークとも物理的に隔離しております。

当社は、個人情報保護方針の開示等、本法に規定された個人情報取扱業者として必要な措置を講じているほか、社内にて個人情報の取扱に関するルールを設定し情報漏洩の事故防止を図るとともに、社員教育を中心とした社内管理体制の強化や、外部からの不正アクセス等に対する情報システムの強化等により、情報セキュリティマネジメントの向上を図り、情報漏洩の絶無を図るべく強固な事故防止体制をとっております。しかしながら、何らかの原因で当社が保有している個人情報が漏洩するなどした場合、会社の信用失墜による売上高の減少、または損害賠償による費用の発生等が起こることも考えられ、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

当社直営店舗及びフェイシャルリスト販社では、主にフェイシャルサービスを提供しております。また、3店舗（六本木本店、銀座店、蒲田店）にて開設している鍼灸院では、本法に基づく鍼灸師の資格を有した者が、鍼による治療の他、鍼とフェイシャルサービスを組み合わせた美容目的の役務を提供しております。

これらのフェイシャルサービスや美容目的の役務については、美容目的であり、医療行為や医療類似行為に該当しない範囲で行うものであることを顧客が理解できるよう、研修等を通じてマニュアルの周知徹底に努めております。しかし、近年、消費者保護を背景とした規制の動きが強まっており、将来的な法令解釈の変更や規制範囲の拡大等の可能性があり、当社の事業活動が制約される可能性があります。

④ 店舗政策について

(出店方針等について)

当社は、北海道から九州まで全国に111店舗（平成29年3月末現在）の直営店舗を有しております。出店については、商業集積地区等で高い集客が見込める物件を、当社の出店基準に基づき選択しております。当社は、店舗の採算性を最も重視しているため、賃料等の出店条件に見合う物件の確保や当該店舗の店舗美容販売員の十分な確保ができないことにより出店計画が遅れる場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(敷金保証金の返還について)

当社は、直営店舗にて製商品の販売及びアフターサービスを顧客に提供しておりますが、建物賃貸借契約時に賃貸人に対して、敷金保証金を差し入れております。敷金保証金の残高は、平成29年3月期末において787,674千円（総資産に占める割合7.0%）であります。当該保証金は、期間満了時等による契約解消時に、契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等により、その一部又は全額が回収できなくなる可能性があります。また、当社の店舗の業績悪化等により、契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合には、契約内容に従って契約違反金の支払が必要となる場合があり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(店舗の移設・改装にかかる特別損失の可能性)

当社は、顧客にとって快適な店舗作りを目指し、顧客数の増加に伴う店舗規模の拡大のための移転やより活気のある地域への移転、老朽化した店舗設備の改装等により、顧客満足度の向上に努めております。

これらの営業戦略により、固定資産の除却損等の特別損失が発生する場合があります。

過去に発生した特別損失は以下のとおりです。

	平成28年3月期	平成29年3月期
固定資産除却損（千円）	9,091	14,202

⑤ 組織について

(店舗人員の確保・育成について)

当社の事業には、直営店舗にて、直接顧客と接する店舗美容販売員の人材確保が必要不可欠であります。当社の製商品の販売は、店舗美容販売員の販売力にある程度依存しており、店舗美容販売員に対する教育を長期的に徹底して行うことによりスキルアップを図り、また、社員満足度の向上を目的とした人事ローテーションの実施や、キャリアパスの整備、合理的な人事評価制度の充実等により職場環境の活性化を図り、より優れた人材の確保に努めております。しかしながら、労働環境の変化などにより、予定どおり人材の確保・育成を行えなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(クレームへの対応について)

当社は、顧客からの意見やクレームに対応するセクションとして「お客様相談課」を設置しております。同課は、顧客のクレームに即時に対応することや、顧客の意見を関連部門にフィードバックすることで、製商品及びサービスの改善に繋げる役割を果たしております。また、店舗においても顧客の意見やクレームを確認できるシステムが構築されており、迅速な対応ができる環境となっております。

当社が今後も顧客に信頼され支持される企業として発展していくためには、顧客満足度の向上が必要不可欠であり、かつクレームへの対応が重要と認識しさらに迅速な対応が出来る体制の強化を図ってまいります。しかしながら、結果的に当社の製商品、サービス等をめぐるクレーム等が発生した場合は、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 訴訟について

当社が事業活動を展開するにあたって、製造物責任、労務、知的財産権等、様々な訴訟の対象となるリスクがありますが、リスクヘッジの観点からリスクマネジメント委員会を設置し社内管理体制の強化を図っております。現在、当社に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、万が一、重大な訴訟が提起された場合、さらに当社に不利な判断がなされた場合には、当該問題に関する報道によるイメージ・評価の低下や顧客流出を惹起し、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ その他

(信販会社との契約について)

当社は、購入時における顧客の代金決済手段として、「ショッピングクレジット契約」を信販会社と結んでおります。代金決済手段としては他に、現金、クレジットカード等がありますが、現在、約3割の顧客が信販契約を利用していることから、今後、当社の信用上、信販会社と契約の締結が出来ない事態に陥った場合、顧客との契約上支障をきたし、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後、割賦販売法の改正等により、消費者保護の観点からクレジット及び信販会社への規制がより一層強化された場合には、同様の影響を及ぼす可能性があります。

(ポイント引当金の見積り計上について)

当社は、製商品販売時に顧客に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の来店実績から、顧客の更新月別に次回更新月までの期間（最大1年）の来店回数の予測数と、1回当たりのフェイシャルサービスにかかる費用を基に、将来使用されると見込まれる額を貸借対照表にポイント引当金として計上しております。

顧客の将来のポイント使用動向の変化及び会員数が大幅に変動した場合には、引当金の増加又は戻入が必要となる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

直近2期のポイント引当金残高実績（平成28年3月期、平成29年3月期）

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
平成28年3月期（千円）	436,075	374,448	397,783	381,133
平成29年3月期（千円）	381,690	345,418	377,076	438,883

(株価下落に関するリスク)

当社が保有する投資有価証券の残高は、平成29年3月末現在で396,855千円と総資産の3.5%となっております。当社は本業である化粧品の製造販売業に専心しており、投資有価証券等の運用については、社内規程に則り適切に行っておりますが、株式及び債券市況が今後大幅に下落した場合、当社保有銘柄に評価損が発生し、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(感染症の流行による影響)

当社は従前より衛生管理についての対策を講じてますが、新型インフルエンザなどの社会的影響力のある感染症の発生が拡大した場合、顧客と直接対面する事業の特性により、顧客来店数の減少や営業活動の自粛など、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(自然災害等について)

当社は全国に店舗を開設し、顧客情報の一元管理等により、全店舗において同質のサービスを提供していることから、一部地域において店舗の営業に支障が生じた場合においても、周辺地域の店舗に顧客を誘致し対応することが可能ですが、万が一、地震、洪水等の自然災害、事故やテロのような当社の予測不可能な事象が発生した場合、原材料の確保、研究開発や生産、製商品の店舗への供給等に支障をきたし、また、設備等の復旧に巨額の費用を要する可能性があります。当社が直接被害を受けなかった場合にも、消費者心理の低下から、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、「お客様の美を創造し演出する会社」として、肌本来の力を高めることに着目し、高品質、高機能、かつ高い安全性を有する製品の研究開発に加え、サロンサービスの改善研究を進めております。また、顧客への来店毎に行っているメールアンケート調査等により、顧客のニーズを製品開発やアフターサービスの充実に反映させております。

製品の開発は、有効成分の探索研究及び処方開発を担当する生産部門の研究課と、顧客ニーズを捉えた品質の高さを追求するとともにシーボンブランドの認知を目的としたコンセプト作りにこだわる企画を担当する社長直轄の開発課とが連携し、日々研究開発活動を行っております。

研究開発センターが本格的に稼働して3年目となり、更なる研究開発体制の基盤強化を進めると共に、大学等の外部研究機関との連携を図り、新しい肌測定法の開発や新規剤型に関する共同開発を進め、次世代技術開発の加速、研究業務の効率化、オープンイノベーション体制の強化を進めております。また、外部研修による分析技術者の育成、分析機器の導入による有効性評価技術の確立等、製品の有効性評価にも注力することで、より有効性の高い製品の開発を目指しております。具体的な成果の例として、「フェイシャルマッサージ効果の評価測定法の確立」を目指し、青山学院大学との共同研究の成果を学会（日本非破壊検査協会）で発表し、特許出願も行いました。

当事業年度における研究開発費の総額は、前事業年度に比べ1.8%増加し200,539千円となっており、主な研究開発成果として、新製品及び期間限定製品等の発売は下記のとおりであります。

<スキンケア製品>

製品名称等	特徴
「フェイシャリストホワイト」限定セット 4月発売	本格的な紫外線シーズン到来に向け、徹底しみ対策ケアを目指して、美白スキンケアライン『フェイシャリストホワイト』シリーズの3アイテム「クリアローションS」、「フレッシュセラムS」、「モイスチャークリームS」に加え、「ブライタップエッセンス（非売品）」をセットし、使用感と機能性によって油溶性エッセンスとクリームを朝晩使い分け、より高い美白効果を目指すプログラムとして開発。
「フェイシャリスト ブライトアップマセ」 4月発売	ご愛用のお客様から「もっとたっぷりと使いたい」というご要望が多く寄せられ、大容量サイズ230gで、容器も従来のチューブタイプから、広口容器へと変更して発売。
「フェイシャリスト BXスペシャルBB」 7月発売	しなやかなハリ肌を目指すエイジングケア※ライン『フェイシャリスト BX』シリーズより、「乳液」「日やけ止め」「化粧下地」「コントロールカラー」「ファンデーション」の5機能を1本に集約したBBクリームを新発売。 (※) 年齢に応じたうるおい、ハリ、ツヤのお手入れのこと
『シーボン AC 4』シリーズをバージョンアップ 10月発売	4つのパワーでエイジングコントロール(※1)を目指す、エイジングケア(※2)最高峰ライン『シーボン AC 4』シリーズ3アイテム（化粧水・美容液・保湿クリーム）を刷新。新たにクレンジングクリームもラインナップに加えてシリーズ4アイテムとして新発売。 皮膚科学の観点から肌に現われるエイジサイン(※3)をもたらす最大因子“光”的ダメージ・先端美容に着目。光ダメージを抑制するとして近年注目されているアスタキサンチン（保湿成分）をはじめ、先端美容でも注目されているレチノール誘導体（保湿成分）、VC-IP、ビタミンE（製品の抗酸化剤）を共通配合。また、その4つの成分を深く、広く(※4)継続的に届けるアスタキサンチン（保湿成分）内包リポソーム(※5)にして配合(※6)。 (※1) 年齢を重ねた肌をケアし印象をアップさせること (※2) 年齢に応じたうるおい、ハリ、ツヤのお手入れのこと (※3) 年齢を重ねた肌の乾燥やキメの乱れ (※4) 角質層まで (※5) リポソームとは、レシチン誘導体、ダイズステロール（保湿成分）により形成されるカプセル (※6) トリートメントマセを除く3アイテムに配合

製品名称等	特徴
「フェイシャリスト モイスチャーケアクリームS」 1月発売	肌本来が持つ美しさを引き出すベーシックケアライン『フェイシャリスト』シリーズより、液晶乳化技術(※)を採用し、肌なじみがよく心地よい使用感と優れた保湿力を実現し、乾燥ダメージや肌あれから肌を守る保湿クリームとして（医薬部外品）バージョンアップ。 (※)液晶乳化技術・・・水と油が細かい層を成し、水分・油分をしっかり抱え込むため、通常乳化に比べてより高い保湿効果を發揮する技術。また細胞間脂質に類似したラメラ構造であるため、肌なじみがよく、うるおいを長時間保つ。

<サロンケア製品>

製品名称等	特徴
「SPA 04 PJ-W」 5月発売	活性酸素の攻撃から細胞を守る抗酸化酵素として知られる、スーパーオキシドジスムターゼ（保湿成分）を新たに配合しパワーアップした、紫外線ダメージから肌を守る抗酸化・美白対策ひんやりプルプルのパックの夏季限定SPAスペシャルケアセットを発売。
「SPA 06 E」 11月発売	2016年10月にバージョンアップした『シーボン AC4』シリーズのSPAで、濃厚オイルジェルマスクの限定アイテム「シーボン AC4システムマスク」が、若々しい肌印象へと導くSPAを発売。

<食品・飲料>

製品名称等	特徴
「シーボン 酵母美人ーカシス」 6月発売	ニュージーランド産カシス（ベン・ルア種）の果実味たっぷりの天然酵母による発酵原液飲料を数量限定発売。
「シーボン 酵素美人ー赤カロリーオフ」（ピンクグレープフルーツ味） 7月発売	おいしくカラダをサポートする酢飲料「シーボン 酵素美人ー赤」からカロリーを50%カット※し新発売。61種類の野菜、野草、果物などからなる発酵原液の“野草源酵素®”に、豆乳から作られた乳酸菌発酵液、コエンザイムQ10、りんご酢、ビタミン類など女性の美と健康維持にうれしい成分をバランスよく配合。 ※ 当社「シーボン 酵素美人ー赤」(52kcal/20mL)と比べてカロリーは50%オフ
「シーボン 葡萄美人ー2016」 11月発売	2016年秋に収穫された長野産巨峰の果汁、赤ぶどう酢、野草源酵素®入りのフレッシュな恵みを凝縮した美味しい健康飲料を数量限定で発売。
「シーボン 酵素美人ー金」 12月発売	2種の高知産生姜を使った野草源酵素®入り酢飲料を数量限定で発売。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、見積りや仮定によることが必要になります。経営者は、過去の実績や状況及び現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点でもっとも合理的と考えられる見積りや仮定を継続的に採用しております。ただし、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、また、これらの見積りは異なった仮定の下では違う結果となることがあります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

① 売上高

当事業年度における売上高は、前事業年度と比べて340,113千円減少して12,493,307千円（前年同期比2.7%減）となりました。その主な要因は、集客活動の主軸となるイベントプロモーションにおいて、法人営業の強化や店舗スタッフの積極的なイベント参加により新規来店者数が増加したものの、既存顧客の継続数減少により既存顧客への売上が減少したことによるものです。

販売チャネル別に見ると、直営店舗での売上高は12,084,512千円（前年同期比2.7%減）、通信販売での売上高は225,100千円（前年同期比3.9%増）、国内販売代理店の売上高は155,358千円（前年同期比6.6%減）、海外販売代理店の売上高は28,336千円（前年同期比12.4%減）となりました。

② 売上総利益

当事業年度における売上原価は、前事業年度と比べて78,597千円減少して2,550,231千円（前年同期比3.0%減）となりました。その主な要因は、売上高の減少に伴う製商品原価の減少等によるものであります。その結果、売上総利益は前事業年度と比べて261,515千円減少して9,943,076千円（前年同期比2.6%減）となり、売上高に対する売上総利益の比率は79.6%（前事業年度は79.5%）となりました。

③ 販売費及び一般管理費

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度と比べて351,780千円減少して9,617,748千円（前年同期比3.5%減）となりました。その主な要因は、人員差異による人件費の減少やイベント費用等広告宣伝費を含めた社内経費の見直しによるものです。

④ 営業利益

当事業年度における営業利益は、前事業年度と比べて90,264千円増加して325,328千円（前年同期比38.4%増）となり、売上高に対する営業利益の比率は2.6%（前事業年度は1.8%）となりました。

⑤ 経常利益

当事業年度における営業外収益は、前事業年度と比べて4,564千円減少して45,957千円（前年同期比9.0%減）となりました。その主な要因は、受取家賃等が減少したことによるものであります。

当事業年度における営業外費用は、前事業年度と比べて853千円増加して1,655千円（前年同期比106.6%増）となりました。その主な要因は、社宅等解約損等が増加したことによるものであります。その結果、経常利益は、前事業年度と比べて84,846千円増加して369,630千円（前年同期比29.8%増）となり、売上高に対する経常利益の比率は3.0%（前事業年度は2.2%）となりました。

⑥ 当期純利益

当事業年度における特別利益は、前事業年度と比べて1,505千円増加して1,505千円となりました。その主な要因は、固定資産売却益の増加によるものであります。当事業年度における特別損失は、前事業年度と比べて89,727千円増加して116,975千円（前年同期329.3%増）となりました。その主な要因は、店舗と将来使用が見込めない電話加入権における減損損失の増加によるものであります。その結果、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額77,886千円を控除し、当期純利益は前事業年度と比べて71,821千円増加して176,273千円（前年同期比68.8%増）となり、売上高に対する当期純利益の比率は1.4%（前事業年度は0.8%）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 資本の財源と資金の流動性について

当社は、安定した収益と成長性を確保するために将来必要な運転資金及び直営店舗の開設工事費用等の設備投資に必要な資金は、手許のキャッシュ及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉としております。そのため、流動性の観点から基本的には当座預金及び普通預金にて運用しております。それらの資金を確保した上で、発生する余剰資金については、元本返還の確実性が高く、市場価格の変動が少なく、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う方針であります。

② 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末の流動資産の残高は5,148,326千円となり、前事業年度末に比べて223,293千円増加いたしました。その主な要因は、現金及び預金の増加（前事業年度末比261,148千円増）、売掛金の減少（前事業年度末比20,051千円減）、原材料及び貯蔵品の減少（前事業年度末比41,626千円減）、繰延税金資産の増加（前事業年度末比29,505千円増）によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産の残高は6,095,666千円となり、前事業年度末に比べて135,215千円減少いたしました。その主な要因は、建物の減少（前事業年度末比172,507千円減）、その他無形固定資産の減少（前事業年度末比54,088千円減）、投資有価証券の増加（前事業年度末比125,778千円増）、敷金及び保証金の減少（前事業年度末比54,701千円減）、繰延税金資産の増加（前事業年度末比27,690千円増）によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は1,709,386千円となり、前事業年度末に比べて104,186千円増加いたしました。その主な要因は、買掛金の減少（前事業年度末比23,482千円減）、未払法人税等の減少（前事業年度末比14,777千円減）、前受金の増加（前事業年度末比38,911千円増）、ポイント引当金の増加（前事業年度末比57,750千円増）、その他流動負債の増加（前事業年度末比44,251千円増）によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債の残高は660,167千円となり、前事業年度末に比べて87,901千円減少いたしました。その主な要因は、資産除去債務の減少（前事業年度末比3,388千円減）、株式給付引当金の増加（前事業年度末比53,266千円増）、その他固定負債の減少（前事業年度末比138,229千円減）によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は8,874,440千円となり、前事業年度末に比べて71,793千円増加し、自己資本比率は78.9%（前事業年度末は78.8%）となりました。その主な要因は、利益剰余金の増加（前事業年度末比5,427千円増）、自己株式の減少（前事業年度末比45,595千円減）、その他有価証券評価差額金の増加（前事業年度末比19,230千円増）によるものであります。

③ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。また、キャッシュ・フロー指標のトレンドは、以下のとおりであります。

キャッシュ・フロー指標のトレンド

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
自己資本比率 (%)	74.4	76.6	78.8	78.9
時価ベースの自己資本比率 (%)	76.7	98.1	86.2	91.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	0.1	0.1	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	985.0	1,490.1	2,979.9	—

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

(注1) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(注2) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用してあります。

(注3) 有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

(注4) 平成28年3月期は期中に有利子負債を全額返済しているため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率は記載しておりません。

(注5) 平成29年3月期は有利子負債がないため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、販売の拡大を図るべく直営店の3店舗を大規模改装いたしました。

この結果、当事業年度における設備投資の総額は168,908千円となりました。なお、当事業年度における設備の除却損等は14,202千円であり、これは、店舗の移転・改装等に伴う建物、工具等を除却したことによるものであります。

2 【主要な設備の状況】

当社は、国内に1ヶ所の工場を運営しております。

また、国内に111ヶ所の直営店舗（ショップ含む）、2ヶ所の集客拠点を設けております。

以上のうち、主要な設備及び地域別の直営店舗（集客拠点含む）の状況は以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)		設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地 (面積千m ²)	合計	
生産部門	生産センター (栃木県河内郡上三川町)	化粧品製造設備	356,801	95,212	29,298	39,772 (12.88)	521,085	32 (49)
	研究開発センター (栃木県河内郡上三川町)	物流及び研究施設	508,406	52,833	18,312	110,224 (3.3)	689,779	20 (13)
直販営業部門	仙台店他 2店舗 (北海道東北地区)	店舗	4,712	—	721	— (—)	5,434	15 (1)
	シーボン美癒他 72店舗・1集客拠点 (関東地区)	店舗 集客拠点	206,845	—	35,610	— (—)	242,456	592 (152)
	名古屋スパイラルタワーズ店他 13店舗 (中部地区)	店舗	33,698	—	4,835	— (—)	38,534	101 (31)
	梅田店他 10店舗・1集客拠点 (近畿地区)	店舗 集客拠点	24,392	—	814	— (—)	25,207	77 (23)
	岡山店他 4店舗 (中国四国地区)	店舗	2,513	—	363	— (—)	2,876	21 (5)
	福岡店他 10店舗 (九州地区)	店舗	8,454	—	673	— (—)	9,127	77 (15)
管理部門	本店 (東京都港区)	本店	125,807	213	64,607	88,047 (0.3)	278,675	— (—)
	シーボンパビリオン (川崎市宮前区)	業務統括 研修・宿泊施設	1,306,256	10,266	61,932	1,140,510 (7.06)	2,518,965	161 (154)

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の（ ）は、年間平均臨時従業員数を外書きしております。

3. 直販営業部門の店舗（シーボン美癒除く）及び集客拠点は、すべて賃借物件であります。

4. シーボン美癒の土地は、本店に含まれております。

5. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
コンピューター (所有権移転外ファイナンス・リース)	1,537	3～5	72,980	105,673
複合機 (所有権移転外ファイナンス・リース)	149	3～5	5,750	12,240
電話主装置 (所有権移転外ファイナンス・リース)	35	4～5	3,705	8,097
美容機器等 (所有権移転外ファイナンス・リース)	240	5～6	10,927	52,751

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当事業年度末現在、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の改修

当事業年度末現在、重要な設備の改修等の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

当事業年度末現在、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月23日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	4,272,300	4,272,300	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,272,300	4,272,300	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成22年6月28日定時株主総会決議及び平成22年7月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	87（注）1	87
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	3	3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,700（注）2	8,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,540（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月31日 至 平成31年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,540 資本組入額 770	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式で調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使又は取得されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的である株式数の調整ができるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合には株主割当日の翌日以降、株式併合の場合にはその効力発生のとき以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、時価を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社株式を移転等処分する場合や、時価を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合、あるいはその可能性がある場合は、次の行使価額調整式をもつて行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

4. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
 - (1) 権利行使時において、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利行使することができる。
 - (2) 謙譲、質入れその他の処分は認めないものとする。
 - (3) その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編後の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - (7) 謙譲による新株予約権の取得の制限
謙譲による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

② 第2回新株予約権（平成25年6月26日定時株主総会決議及び平成25年7月18日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	294（注）1	294
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	29,400（注）2	29,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,070（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月1日 至 平成34年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,070 資本組入額 1,035	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、合併、会社分割、株式交換、株式移転、若しくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とする場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は新株予約権者に対して、予め、その旨並びにその事由、調整後の権利行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえ、取締役会において行使価額の調整を適切に行うものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権行使時においても、引き続き当社の取締役又は従業員（将来における当社子会社の取締役又は従業員を含む）の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の日から5年以内（権利行使期間中に限る）に限り、権利行使することができる。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。

(3) その他の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)	23,100	4,266,100	19,877	469,425	19,877	353,325
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)	3,700	4,269,800	3,183	472,608	3,183	356,508
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)	1,500	4,271,300	1,452	474,061	1,452	357,961
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 (注)	1,000	4,272,300	860	474,922	860	358,822

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	個人その他	計		
個人以外	個人								
株主数（人）	—	17	21	49	26	9	12,089	12,211	—
所有株式数（単元）	—	5,540	379	705	432	9	35,639	42,704	1,900
所有株式数の割合（%）	—	12.97	0.89	1.65	1.01	0.02	83.46	100	—

(注) 自己株式219株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」の欄に19株含まれており、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「株式給付信託口」)が所有する当社株式178,796株は「金融機関」に1,787単元及び「単元未満株式の状況」の欄に96株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
犬塚 雅大	東京都渋谷区	733	17.17
シーボン従業員持株会	東京都港区六本木七丁目18番12号	229	5.38
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	178	4.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	120	2.80
犬塚 公子	東京都渋谷区	95	2.23
安田 垣希	名古屋市千種区	95	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	85	2.01
望月 曜一	東京都町田市	81	1.90
金子 靖代	横浜市中区	73	1.72
藤井 達夫	東京都調布市	70	1.65
計	—	1,765	41.32

(注) 1. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有する株式のうち178千株は、当社が導入した「株式給付信託(J-E S O P)」が所有する当社株式であります。なお、当該株式は財務諸表上、自己株式として処理しております。

2. みずほ信託銀行株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社から、平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、平成28年10月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 アセットマネジメントOne株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 178,796 株式 55,200	4.19 1.29

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,270,200	42,702	—
単元未満株式	普通株式 1,900	—	—
発行済株式総数	4,272,300	—	—
総株主の議決権	—	42,702	—

(注) 単元未満株式の欄には、当社所有の自己株式19株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社シーポン	東京都港区六本木七丁目 18番12号	200	—	200	0.00
計	—	200	—	200	0.00

(注) 「第5経理の状況」以下の自己株式数は自己株式179,015株で表示しております。これは株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて自己株式として処理しているためです。

なお、株式給付信託口所有の株式178,796株につきましては、自己株式等から除外して表示しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

平成22年6月28日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行すること及び平成22年7月16日開催の取締役会において募集事項を決議しております。

決議年月日	平成22年6月28日（定時株主総会） 平成22年7月16日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 従業員 28
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(第2回新株予約権)

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行すること及び平成25年7月18日開催の取締役会において募集事項を決議しております。

決議年月日	平成25年6月26日（定時株主総会） 平成25年7月18日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4 従業員2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

(従業員持株会信託型E S O P)

①従業員株式所有制度の概要

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、平成24年5月9日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入時期、取得株金額等の詳細について決定いたしました。なお、当事業年度末において、当該信託は終了しております。

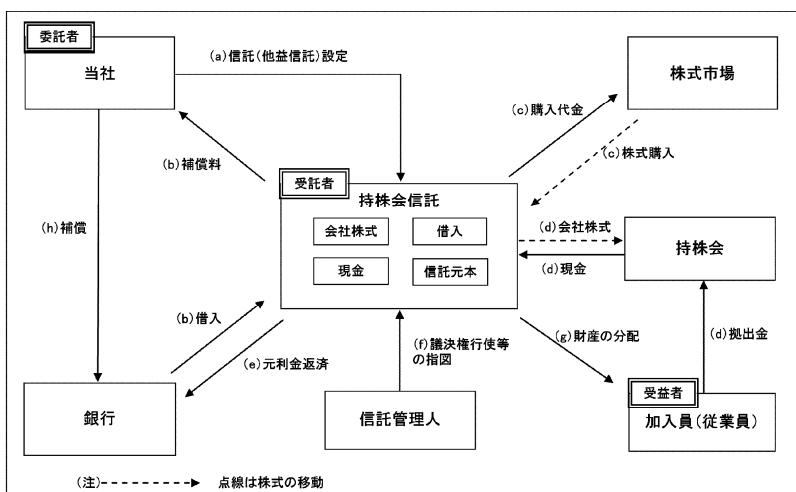
本制度は、「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は持株会が本信託の設定後4年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を借入により調達した資金で予め取得いたします。

その後、持株会信託は持株会の株式取得に際して当該株式を売却していくます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員の追加負担はありません。

②本制度の仕組み



- (a) 当社は、信託契約において予め定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。
- (b) 持株会信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び借入先銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。
- (c) 持株会信託は、持株会が今後の一定期間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間内に取得します。
- (d) 持株会信託は、信託期間を通じ、保有する当社株式を、原則として予め定められた一定の計画に基づき機械的かつ継続的に、持株会に対して時価で売却します。
- (e) 持株会信託は持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、借入の元利金返済に充当します。
- (f) 信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行使その他の信託財産の管理の指図を行います。
- (g) 上記(e)による借入金の返済後に持株会信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として確定し、かかる受益者に対して、算出される持分割合に応じて信託財産が分配されます。
- (h) 上記(e)による借入金の返済後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記(b)記載の補償契約に基づき、当社が残存債務を支払います。

③従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

199,200株

④当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

持株会に加入する従業員のうち受益者要件を充足する者

(株式給付信託（J-E S O P）)

①従業員株式所有制度の概要

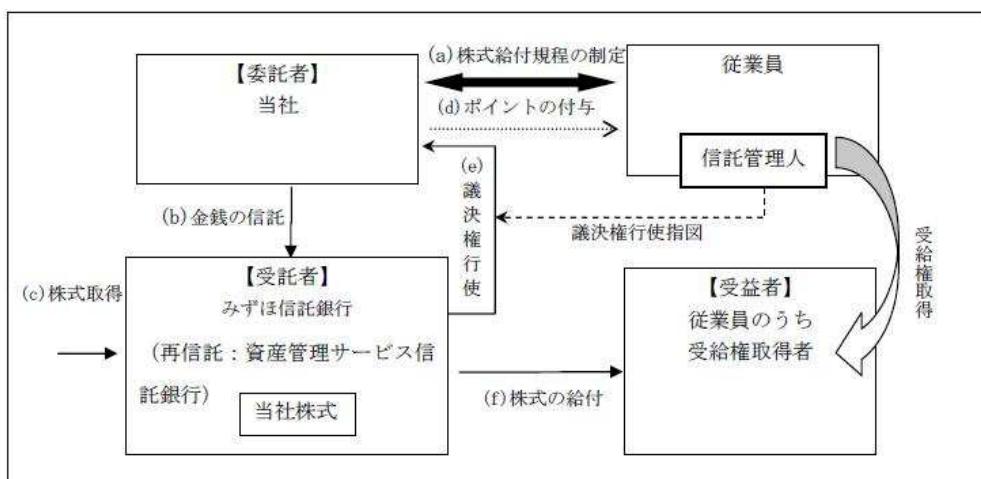
当社は、平成25年10月31日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の待遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決定いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

②本制度の仕組み



- (a) 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- (b) 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- (c) 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- (d) 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- (e) 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権行使します。
- (f) 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

③従業員に給付する予定の株式の総数

178,900株

④当該従業員株式所有制度による受益権その権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	60	150,990
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	219	—	219	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。
 2. 「第5経理の状況」以下の自己株式数は自己株式179,015株で表示しております。これは株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて自己株式として処理しているためです。
 なお、株式給付信託口所有の株式178,796株につきましては、自己株式等から除外して表示しております。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。今後も株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、配当の継続に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に顧客ニーズに応える製品の開発のため、製造技術の向上と製品開発体制の強化に注力し、さらには、未出店エリアへの出店等、有効な設備投資を行っていきたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、株式流動性の確保と資本効率を勘案した上で、状況に応じて実施を検討してまいります。

当社は、中間配当及び期末配当として年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めています。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成28年10月31日 取締役会決議	85,422	20
平成29年5月15日 取締役会決議	85,441	20

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高（円）	2,360	2,430	3,100	2,832	2,650
最低（円）	1,498	1,850	2,137	2,283	2,000

(注) 最高・最低株価は、平成24年3月22日より東京証券取引所市場第二部、平成25年3月22日より東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高（円）	2,250	2,265	2,396	2,522	2,580	2,650
最低（円）	2,091	2,107	2,252	2,400	2,478	2,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

5 【役員の状況】

男性 4 名 女性 6 名 (役員のうち女性の比率60%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長		犬塚 雅大	昭和29年6月13日生	昭和53年4月 当社入社 昭和53年9月 当社美容部長 昭和56年9月 当社取締役営業部長 昭和59年9月 当社取締役副社長 昭和61年7月 当社代表取締役社長 平成17年12月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 3	733,560
代表取締役兼執行役員社長		金子 靖代	昭和34年7月17日生	昭和55年4月 株秋山愛生館（現 株スズケン）入社 昭和59年3月 当社入社 平成12年4月 当社管理本部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成15年4月 当社営業本部担当 平成16年9月 当社取締役副社長 平成17年12月 当社代表取締役社長 平成25年6月 当社代表取締役兼執行役員社長（現任）	(注) 3	73,900
常務取締役兼執行役員	事業開発本部担当	諫佐 貴紀	昭和48年1月24日生	平成9年10月 株ダイナック入社 平成12年8月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 管理本部部長 平成20年6月 当社取締役 管理部担当 平成25年6月 当社常務取締役兼執行役員（現任） 社長室担当 平成29年4月 当社事業開発本部担当（現任）	(注) 3	5,500
常務取締役兼執行役員	管理本部担当	三上 直子	昭和36年3月12日生	昭和58年4月 味の素㈱入社 平成19年4月 武藏野大学客員教授（現任） 平成22年1月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員 生産部担当 平成24年6月 当社取締役 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 平成29年4月 当社管理本部担当（現任） 平成29年6月 当社常務取締役兼執行役員（現任）	(注) 3	3,000
取締役		片山 利雄	昭和25年1月6日生	昭和48年8月 株日本染芸（現 株ニッセンホールディングス）入社 昭和56年12月 株ニッセン（現 株ニッセンホールディングス）取締役 昭和61年3月 同社常務取締役 平成11年11月 同社代表取締役専務 平成12年12月 同社代表取締役社長 平成19年6月 株ニッセンホールディングス 代表取締役社長 平成23年12月 株ニッセンホールディングス 代表取締役会長 平成27年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役		村松 邦子	昭和33年9月1日生	昭和58年10月 日本テキサス・インスツルメンツ㈱ 入社 平成21年10月 一般社団法人経営倫理実践研究センター 主任研究員（現任） 平成22年1月 株ウェルネス・システム研究所 代表 取締役（現任） 平成26年1月 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）理事（現任） 平成26年6月 NPO法人日本経営倫理士協会理事（現任） 平成28年3月 NPO法人GEWEL代表理事（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任） 平成28年6月 株ヨコオ 社外取締役（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役		小林明彦	昭和27年11月13日生	昭和50年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井UFJ銀行）入行 平成13年7月 三和インターナショナルファイナンス（現 MUFGセキュリティーズアジア）社長 平成16年5月 UFJつばさ証券（現 三井UFJ証券ホールディングス株式会社）執行役員 平成16年8月 同社常務執行役員 平成17年10月 三菱UFJ証券（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）常務執行役員 平成18年6月 同社常務取締役 平成19年7月 米国三菱UFJ証券（現 MUFGセキュリティーズアメリカ）社長 平成21年1月 三菱UFJ証券（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）常務執行役員 平成22年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社専務執行役員 平成25年8月 akソリューションズアドバイザリー株式会社代表取締役 平成29年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役		中沢ひろみ	昭和39年9月10日生	昭和63年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成7年10月 太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入所 平成10年1月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成11年4月 公認会計士登録 平成24年9月 日本電産株式会社入社 平成25年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社執行役員 平成29年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役		田畠千絵	昭和50年7月19日生	平成10年4月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 平成21年12月 第二東京弁護士会登録 平成22年1月 隼あすか法律事務所入所 平成27年6月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所（現任） 平成28年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	—
監査役		辻さちえ (戸籍上の氏名: 上田さちえ)	昭和47年4月23日生	平成8年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成11年4月 公認会計士登録 平成27年7月 株式会社エヌピラス代表取締役（現任） 平成27年7月 辻さちえ公認会計士事務所 所長（現任） 平成28年5月 合同会社ビズサプライグループ取締役（現任） 平成28年6月 一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事（現任） 平成29年6月 当社監査役（現任）	(注) 6	—
計						815,960

- (注) 1. 取締役 片山利雄、村松邦子、小林明彦は、社外取締役であります。
2. 監査役 田畠千絵及び辻さちえは、社外監査役であります。
3. 平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成28年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 平成29年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社は、平成26年6月25日開催の第49期定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任いたしました。補欠監査役の選任の効力は、平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会の開始の時までとなり、また就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとなります。補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとなります。ただし、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えないものとします。補欠監査役の略歴は、以下のとおりであります。なお、同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
補欠監査役	重見亘彦	昭和45年10月18日生	平成5年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 平成9年4月 公認会計士登録 平成22年6月 当社補欠監査役（現任） 平成23年3月 (株)ミズホメディア監査役（現在） 平成25年4月 税理士法人重見会計 代表（現任）	一

8. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備への取り組みとして、当社は取締役 片山利雄、村松邦子、小林明彦、監査役 田畠千絵及び辻さちえを株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
9. 取締役を兼務しない執行役員は3名で、直販営業部 崎山一弘、菅原桂子、代理店推進課 久保田英男で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「顧客」をはじめ「取引先」「株主」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから信頼を得られる企業となるため、企業価値の継続的な増大を目指して、企業倫理と法令遵守を徹底するとともに、監視機能を強化し、内部統制システムやリスク管理システムを充実させることで、更なる経営の効率性・健全性・透明性の高い経営を確保することを基本方針としております。

② 企業統治の体制

(a) 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、本書提出日現在（以下、提出日現在という）において取締役7名（うち社外取締役3名、執行役員を兼務する者3名）により迅速な意思決定ができるように構成され、経営の基本方針やその他経営に関する重要事項を決定し、月1回の定例取締役会を開催しており、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会は、経営の意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行を行う機関であるとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。なお、経営環境の変化等により迅速に対応することを目的として、取締役の任期を1年としております。また、当社では、経営の健全化、効率化及び意思決定の迅速化のため、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務する者3名を含めて6名（提出日現在）の執行役員がおります。

また、当社は、経営方針及び経営戦略等に関する審議を行うために、月1回の経営会議を開催しており、執行役員で構成されております。取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについては、事前に経営会議においても議論を行い、審議の充実を図っております。

当社は、監査役制度採用会社であり、かつ監査役会設置会社であります。監査役は3名（提出日現在）で構成されており、月1回の監査役会を開催しております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席等を通じて、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しており、更なるコーポレート・ガバナンス強化のため、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。また、法令に定める監査役の員数（3名）を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

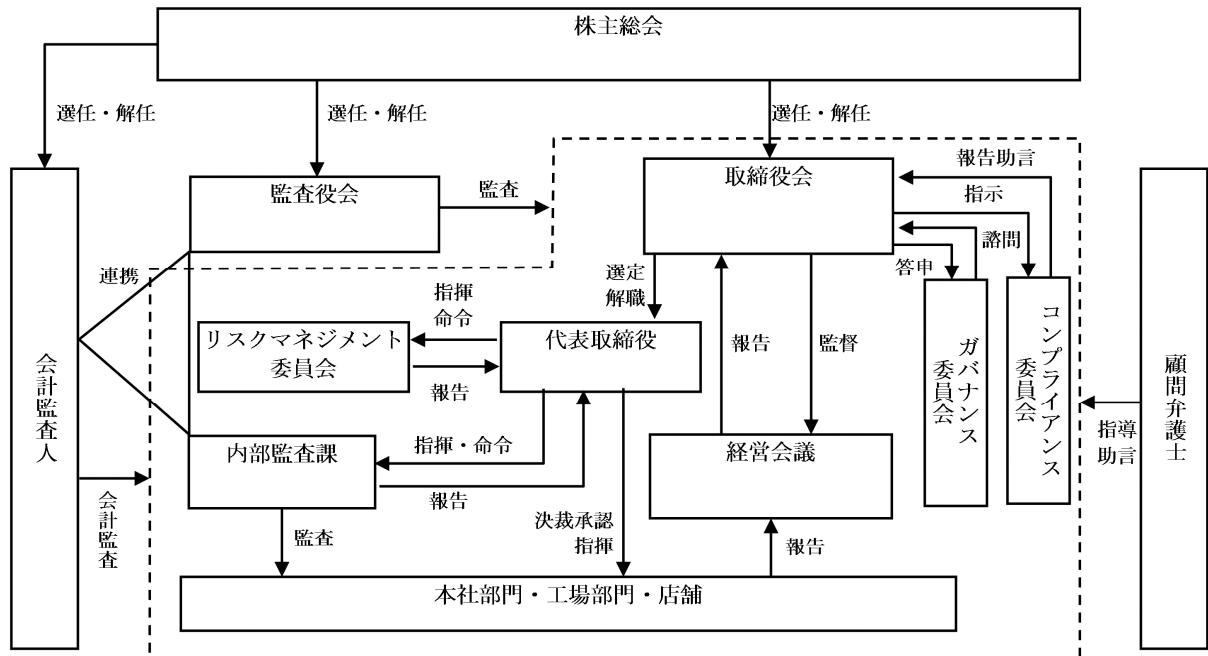
また、取締役会の諮問機関として、代表取締役・社外取締役で構成される任意の「ガバナンス委員会」を設置し、経営陣の指名・報酬を含むガバナンス体制について審議を行うことで、より経営の透明性・公平性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として運用しています。

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「企業倫理」及び「行動規範」に基づき「コンプライアンス規程」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とするこれを徹底しております。また、コンプラ

イアンス体制の強化を図るために、社外取締役、外部の有識者及び専門家を加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、月1回の委員会を開催し全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・監視しております。

また、当社の損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を定め、個々のリスクに関しては、これに対応する組織等において継続的に監視し防止策を講じるとともに、代表取締役の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する体制になっております。

当社においては、上記の各機関を運用することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。今後もガバナンス体制の向上を経営課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する段階的理由もなく、上記体制による監査役会設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。



(b) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制については、公正かつ適時適切な開示と法令遵守を目的として、社内体制を構築しております。具体的には、社長直轄の内部監査課が各部門の業務遂行状況について監査を行う他、総務課・コンプライアンス課が中心となって、企業活動における遵法・倫理を確保するため、社内諸規程の整備及び教育・啓蒙活動を実施しております。

(c) 内部監査、監査役監査、会計監査の状況

当社の内部監査は、業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で、社長直轄組織として、内部監査課を設置しております。内部監査課は、専任者5名（提出日現在）により、年間内部監査計画に基づき、定期的に各部門の内部監査を実施しております。監査結果は、社長及び監査役に報告されているとともに、改善指導も十分に行われております。

当社の監査役監査は、監査役が、取締役会その他重要な会議へ出席して意見を述べる他、経営全般の監査に当たっております。なお、常勤監査役中沢ひろみは、当社の監査役及び執行役員としての経験と公認会計士としての専門的知識・経験等を有し、会計監査の実務に長年に亘り携わっていることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役田畠千絵は、弁護士の資格を有しており、法務に精通し企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。監査役辻さちえは、公認会計士としての専門的知識・経験と内部統制、内部監査、コンプライアンスに長年取り組まれた経験を有しております。

当社の会計監査は、会計監査業務の執行について、有限責任監査法人トーマツを起用しており、井上隆司氏及び林敬子氏が行っております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であり、補助者の構成は同監査法人の監査計画に基づき決定されております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、内部監査、監査役監査、会計監査の相互連携として、監査役と内部監査課は、定期的に連絡会を実施し、内部監査の実施状況等を監査役に報告し意見交換を行っております。監査役と会計監査人は、監査報告会において会計監査の実施状況の報告を受け、また監査上の留意事項等について情報交換を行っております。

内部監査課と会計監査人は、特に内部統制の状況等について意見交換を行い、計画的に内部監査を実施しております。

(d) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理ガイドライン」を定め、子会社に対して適切な経営管理を行っております。子会社の管理は、当該関係会社の担当部署若しくは経営企画課が主管部署となり、子会社の事業計画及び実績を把握し、関連部署と連携しながら指導、育成に努め、子会社の業務の適正性を確保しております。また、子会社が「関係会社管理ガイドライン」で定めた事項を実施する場合、主管部署と協議の上、必要に応じて当社取締役会への付議及び承認を行っております。

子会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、内部監査課が必要に応じ実施しております。

③ 役員の報酬等

(a) 平成29年3月期までの役員の報酬等について

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営内容、当該役員の職位職責等を考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内において、「ガバナンス委員会」で審議され、取締役会及び監査役会にて基本報酬及び賞与の金額を決定しております。賞与におきましては、各四半期の経常利益から支給の有無を取締役会にて決定しております。また、当該報酬総額とは別枠で当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的に職務執行の対価として、年額80,000千円、当社普通株式50,000株以内の範囲にてストック・オプションとして新株予約権を発行することができます。

当社の役員報酬は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会にて承認された取締役報酬総額（年間400,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず）、監査役報酬総額（年間100,000千円以内）において、役員に支払う報酬が定められております。

平成29年3月期における、当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	139,649	138,164	—	—	1,485	5
社外役員	35,829	35,829	—	—	—	7

(注) 1. 社外役員：社外取締役3名、社外監査役4名（内常勤監査役1名）

2. 他の項目は確定拠出年金制度の掛金であります。

(b) 平成30年3月期以降の役員の報酬等について

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に対するモチベーションを高めるために、新たな役員報酬制度を制定し、平成29年6月22日開催の定時株主総会終了をもって実施いたします。なお、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会にて承認された取締役及び監査役の報酬総額に変更はございません。

また、自社株式の保有を通じて株主と利害関係を共有するために、自社株の購入・保有について「役員持株会規約」を設定し、当規約に基づいて、固定報酬のうち一定額を役員持株会への拠出により当社株式の取得に充てます。取得した当社株式は、在任期間中継続して保有いたします。

新たな役員報酬等の内容は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」により構成いたします。

(固定報酬)

役位ごとに設定した報酬レンジの範囲内で、「ガバナンス委員会」にて、前事業年度の業績や担当部門の範囲や規模、役員ミッションステートメントの結果等を評価のうえ、取締役会及び監査役会にて決定いたします。

(業績連動報酬)

平成29年6月16日開催の取締役会において、以下の算定方法に基づき、役員報酬の一部を業績連動報酬にすることを決議しております。なお、業績連動報酬の対象は、業務執行役員のみとしております。

a. 支給総額の算定方法

支給総額の上限額は54百万円とし、売上高と経常利益に応じた算定方法に基づき支給総額を決定のうえ、役位ごとの係数により配分とする。なお、売上高経常利益率は、業績連動報酬を算入する前のものとする。

- ・売上高が12,500百万円以上13,000百万円未満の場合 12,500百万円×2.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が13,000百万円以上13,500百万円未満の場合 13,000百万円×2.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が13,500百万円以上14,000百万円未満の場合 13,500百万円×2.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が14,000百万円以上14,500百万円未満の場合 14,000百万円×3.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が14,500百万円以上15,000百万円未満の場合 14,500百万円×3.0%×売上高経常利益率
- ・売上高が15,000百万円以上の場合 15,000百万円×3.0%×売上高経常利益率

(注) 1. 売上高が12,500百万円未満及び売上高経常利益率が2.0%を下回る場合は支給しない。

2. 売上高経常利益率は、2.0%から12.0%を2.0%単位で区切った6段階とし、実際の売上高経常利益率が満たした率を適用する。

b. 配分方法

役位	係数
社長	2.0
副社長	1.8
専務	1.6
常務	1.4
取締役	1.0

④ 取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は、15名以内とし、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結までとする旨を定款で定めております。また、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしております。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、より機動的な資本政策を図ることを可能にするため、自己株式の取得を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当については、毎年3月31日及び9月30日のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑦ 社外取締役及び社外監査役

提出日現在における社外取締役及び社外監査役の役割及び独立性に関する考え方は、以下のとおりです。

当社の社外取締役片山利雄は、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識と企業経営の経験を鑑み、社外取締役の監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

当社の社外取締役村松邦子は、コーポレート・ガバナンスの高い見識とコンプライアンス、CSR、ダイバーシティ推進に事業会社で長年取り組まれた経験を当社の経営に反映できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、一般社団法人経営倫理実践研究センター主

任研究員、株式会社ウェルネス・システム研究所代表取締役、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）理事、NPO法人日本経営倫理士協会理事、NPO法人GEWEL代表理事、株式会社ヨコオ社外取締役を兼務しておりますが、これらの企業と当社との間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

当社の社外取締役小林明彦は、長年に亘り国内外で経営に携わり、コーポレートガバナンスに関する高い見識と豊富な企業経営の経験を当社の経営に反映できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任しております。

当社の社外監査役田畠千絵は、弁護士として法務に精通し、企業経営全般に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に属しておりますが、同法人と当社の間には特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任しております。

当社の社外監査役辻さちえは、公認会計士としての専門的知識・経験と内部統制、内部監査、コンプライアンスに長年取り組まれた経験を有しており、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、株式会社エスプラス代表取締役、合同会社ビズサプリグループ取締役、一般社団法人日本公認不正検査士協会理事を兼務しておりますが、これらの企業と当社との間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について明確に定めたものはありませんが、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、取締役会等の重要な会議へ出席して豊富な経験と幅広い識見又は専門的見地から、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

なお、社外取締役片山利雄、社外取締役村松邦子及び社外取締役小林明彦、社外監査役田畠千絵、社外監査役辻さちえは、上記のとおり一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 株式の保有状況

当社が保有する投資株式は、純投資を目的としており、それ以外の目的で保有している銘柄はありません。
保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式（注）	—	—	—	—	—
上記以外の株式	271,077	296,855	3,914	—	190,505

（注）非上場株式については、保有しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
24,500	—	24,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し正しく財務諸表等に反映できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種セミナーへの参加や会計基準等の情報収集を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,720,100	2,981,248
売掛金	902,551	882,499
商品及び製品	424,185	430,258
仕掛品	64,333	70,189
原材料及び貯蔵品	489,210	447,584
前払費用	110,647	109,959
繰延税金資産	172,075	201,580
その他	42,045	25,096
貸倒引当金	△117	△90
流動資産合計	<u>4,925,032</u>	<u>5,148,326</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,391,072	5,360,179
減価償却累計額	△2,810,511	△2,952,125
建物（純額）	<u>2,580,561</u>	<u>2,408,054</u>
構築物	445,594	462,452
減価償却累計額	△275,382	△292,617
構築物（純額）	<u>170,211</u>	<u>169,834</u>
機械及び装置	566,492	551,416
減価償却累計額	△390,733	△404,630
機械及び装置（純額）	<u>175,758</u>	<u>146,785</u>
車両運搬具	68,038	63,710
減価償却累計額	△54,572	△51,969
車両運搬具（純額）	<u>13,466</u>	<u>11,741</u>
工具、器具及び備品	1,166,423	1,227,063
減価償却累計額	△970,679	△1,009,892
工具、器具及び備品（純額）	<u>195,743</u>	<u>217,171</u>
土地	1,378,554	1,378,554
建設仮勘定	3,750	—
有形固定資産合計	<u>4,518,046</u>	<u>4,332,141</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	27,008	18,256
その他	86,201	32,112
無形固定資産合計	<u>113,210</u>	<u>50,369</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	271,077	396,855
関係会社株式	94,587	94,013
破産更生債権等	9	—
長期前払費用	20,294	17,236
繰延税金資産	154,754	182,444
敷金及び保証金	842,376	787,674
その他	239,535	257,931
貸倒引当金	△23,009	△23,000
投資その他の資産合計	<u>1,599,625</u>	<u>1,713,155</u>
固定資産合計	<u>6,230,881</u>	<u>6,095,666</u>
資産合計	<u>11,155,914</u>	<u>11,243,993</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	117,270	93,787
リース債務	3,846	3,229
未払金	752,884	761,095
未払費用	117,563	114,689
未払法人税等	141,876	127,098
前受金	3,854	42,765
ポイント引当金	381,133	438,883
資産除去債務	4,118	932
その他	82,652	126,904
流動負債合計	1,605,199	1,709,386
固定負債		
リース債務	2,396	2,847
株式給付引当金	147,554	200,821
資産除去債務	311,307	307,918
その他	286,809	148,579
固定負債合計	748,068	660,167
負債合計	2,353,268	2,369,553
純資産の部		
株主資本		
資本金	474,061	474,922
資本剰余金		
資本準備金	357,961	358,822
資本剰余金合計	357,961	358,822
利益剰余金		
利益準備金	37,758	37,758
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	15,040	14,626
別途積立金	100,000	100,000
繙越利益剰余金	8,098,231	8,104,073
利益剰余金合計	8,251,029	8,256,457
自己株式	△405,175	△359,580
株主資本合計	8,677,877	8,730,622
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	117,416	136,646
評価・換算差額等合計	117,416	136,646
新株予約権	7,353	7,172
純資産合計	8,802,646	8,874,440
負債純資産合計	11,155,914	11,243,993

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	12,833,421	12,493,307
売上原価	2,628,828	2,550,231
売上総利益	<u>10,204,592</u>	<u>9,943,076</u>
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	740,241	664,427
販売手数料	415,871	407,720
役員報酬	216,435	175,478
従業員給料	3,964,470	3,838,542
従業員賞与	301,789	345,409
退職給付費用	17,097	18,614
法定福利費	623,992	605,478
販売促進費	476,972	453,541
旅費及び交通費	190,085	169,039
消耗品費	340,367	305,746
減価償却費	248,074	219,004
地代家賃	654,421	661,945
研究開発費	※4 197,085	※4 200,539
貸倒引当金繰入額	—	90
ポイント引当金繰入額	△1,745	△281
その他	<u>1,584,367</u>	<u>1,552,452</u>
販売費及び一般管理費合計	<u>9,969,528</u>	<u>9,617,748</u>
営業利益	<u>235,063</u>	<u>325,328</u>
営業外収益		
受取利息	1,872	718
受取配当金	3,561	3,914
受取家賃	41,052	33,876
その他	4,035	7,446
営業外収益合計	<u>50,521</u>	<u>45,957</u>
営業外費用		
支払利息	104	—
社宅等解約損	231	678
為替差損	377	342
その他	87	634
営業外費用合計	<u>801</u>	<u>1,655</u>
経常利益	<u>284,784</u>	<u>369,630</u>
特別利益		
固定資産売却益	—	※1 1,505
特別利益合計	<u>—</u>	<u>1,505</u>
特別損失		
固定資産除却損	※2 9,091	※2 14,202
減損損失	※3 18,156	※3 102,773
特別損失合計	<u>27,248</u>	<u>116,975</u>
税引前当期純利益	<u>257,535</u>	<u>254,160</u>
法人税、住民税及び事業税	130,954	141,630
法人税等調整額	22,129	△63,743
法人税等合計	153,083	77,886
当期純利益	<u>104,452</u>	<u>176,273</u>

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)		構成比(%)	金額(千円)		構成比(%)
I 製品売上原価	※ 1	352,315	1,230,693	46.8	334,776	1,153,059	45.2
1. 製品期首たな卸高		1,458,946			1,383,124		
2. 当期製品製造原価		1,811,262			1,717,901		
合計		334,776			361,942		
3. 製品期末たな卸高		245,792			202,899		
4. 製品他勘定振替高							
II 商品売上原価	※ 2	86,073	139,504	5.3	89,408	132,916	5.2
1. 商品期首たな卸高		175,068			134,842		
2. 当期商品仕入高		261,142			224,251		
合計		89,408			68,315		
3. 商品期末たな卸高		32,229			23,019		
III サービス売上原価		682,308		47.9	628,007		49.6
1. 従業員給料		23,309			20,516		
2. 従業員賞与		2,665			2,618		
3. 退職給付費用		109,986			97,797		
4. 法定福利費		49,457			43,383		
5. 水道光熱費		136,036			111,293		
6. 消耗品費		248,284			241,811		
7. 地代家賃		20,735			18,571		
8. 減価償却費		△60,788			58,031		
9. ポイント引当金繰入額		46,634			42,224		
10. その他					1,264,255		
売上原価		2,628,828		100.0		2,550,231	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
※1 製品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。		※1 製品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。	
貯蔵品 104,380千円		貯蔵品 74,094千円	
その他 141,411千円		その他 128,805千円	
計 245,792千円		計 202,899千円	
※2 商品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。		※2 商品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。	
販売促進費 25,575千円		貯蔵品 5,306千円	
その他 6,653千円		その他 17,712千円	
計 32,229千円		計 23,019千円	

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		1,019,110	68.0	1,015,286	70.5
II 労務費	※1	276,278	18.4	253,090	17.6
III 経費	※2	204,301	13.6	171,332	11.9
当期総製造費用		1,499,690	100.0	1,439,709	100.0
仕掛品期首たな卸高		48,349		64,333	
合計		1,548,040		1,504,042	
仕掛品期末たな卸高		64,333		70,189	
仕掛品他勘定振替高	※3	24,760		50,727	
当期製品製造原価		1,458,946		1,383,124	

(注)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
※1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。		※1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。	
賃金手当等	225,862千円	賃金手当等	205,927千円
その他	50,415千円	その他	47,163千円
計	276,278千円	計	253,090千円
※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。		※2 経費の主な内訳は次のとおりであります。	
減価償却費	73,702千円	減価償却費	64,891千円
消耗品費	52,014千円	消耗品費	35,811千円
保守料	20,980千円	保守料	18,572千円
水道光熱費	14,499千円	水道光熱費	12,396千円
その他	43,105千円	その他	39,659千円
計	204,301千円	計	171,332千円
※3 仕掛品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。		※3 仕掛品他勘定振替高の主な内訳は次のとおりであります。	
研究開発費	11,688千円	研究開発費	23,103千円
その他	13,072千円	その他	27,623千円
計	24,760千円	計	50,727千円
(原価計算の方法) 当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。		(原価計算の方法) 当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								自己株式	株主資本合計		
	資本剩余金		利益剰余金									
	資本準備金	資本剩余额合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計					
固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	472,608	356,508	356,508	37,758	15,376	100,000	8,292,362	8,445,497	△460,880	8,813,734		
当期変動額												
新株の発行	1,452	1,452	1,452							2,905		
剰余金の配当							△298,919	△298,919		△298,919		
固定資産圧縮積立金の取崩					△336		336	—		—		
当期純利益							104,452	104,452		104,452		
自己株式の処分									55,704	55,704		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	1,452	1,452	1,452	—	△336	—	△194,131	△194,467	55,704	△135,857		
当期末残高	474,061	357,961	357,961	37,758	15,040	100,000	8,098,231	8,251,029	△405,175	8,677,877		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	83,143	83,143	6,675	8,903,553
当期変動額				
新株の発行				2,905
剰余金の配当				△298,919
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				104,452
自己株式の処分				55,704
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,272	34,272	677	34,950
当期変動額合計	34,272	34,272	677	△100,906
当期末残高	117,416	117,416	7,353	8,802,646

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	474,061	357,961	357,961	37,758	15,040	100,000	8,098,231	8,251,029	△405,175	8,677,877
当期変動額										
新株の発行	860	860	860							1,721
剰余金の配当							△170,845	△170,845		△170,845
固定資産圧縮積立金の取崩					△413		413	—		—
当期純利益							176,273	176,273		176,273
自己株式の取得									△150	△150
自己株式の処分									45,746	45,746
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	860	860	860	—	△413	—	5,841	5,427	45,595	52,744
当期末残高	474,922	358,822	358,822	37,758	14,626	100,000	8,104,073	8,256,457	△359,580	8,730,622

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	117,416	117,416	7,353	8,802,646
当期変動額				
新株の発行				1,721
剰余金の配当				△170,845
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				176,273
自己株式の取得				△150
自己株式の処分				45,746
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,230	19,230	△181	19,049
当期変動額合計	19,230	19,230	△181	71,793
当期末残高	136,646	136,646	7,172	8,874,440

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 平成27年4月1日 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成28年4月1日 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	257,535	254,160
減価償却費	358,690	314,464
減損損失	18,156	102,773
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△161	△36
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△62,533	57,750
株式給付引当金の増減額（△は減少）	63,302	53,266
受取利息及び受取配当金	△5,433	△4,633
支払利息	104	—
為替差損益（△は益）	377	342
固定資産除却損	9,091	14,202
固定資産売却損益（△は益）	—	△1,505
売上債権の増減額（△は増加）	131,167	20,051
たな卸資産の増減額（△は増加）	△896	29,697
仕入債務の増減額（△は減少）	2,085	△23,482
未払消費税等の増減額（△は減少）	△244,901	49,432
その他	△25,751	△49,486
小計	<u>500,834</u>	<u>816,994</u>
利息及び配当金の受取額	6,634	5,220
利息の支払額	△105	—
法人税等の支払額	△194,475	△183,545
営業活動によるキャッシュ・フロー	312,887	638,669
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,200,000	△300,000
定期預金の払戻による収入	1,300,000	500,000
有形固定資産の取得による支出	△227,779	△158,463
無形固定資産の取得による支出	△13,358	△15,113
投資有価証券の取得による支出	—	△100,000
敷金及び保証金の差入による支出	△29,671	△19,156
敷金及び保証金の回収による収入	4,485	57,620
長期前払費用の取得による支出	△10,343	△5,546
その他	△4,095	△9,772
投資活動によるキャッシュ・フロー	△180,764	△50,432
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△45,799	—
自己株式の売却による収入	55,704	45,746
自己株式の取得による支出	—	△150
配当金の支払額	△298,780	△170,653
ストックオプションの行使による収入	2,628	1,540
その他	△3,846	△3,229
財務活動によるキャッシュ・フロー	△290,093	△126,747
現金及び現金同等物に係る換算差額	△377	△342
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△158,347	461,148
現金及び現金同等物の期首残高	2,078,447	1,920,100
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,920,100	※ 2,381,248

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・製品・仕掛品・原材料

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～50年

構築物 7年～60年

機械及び装置 7年～17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) ポイント引当金

商品販売時にお客様に付与したポイントの使用による無償フェイシャルサービス等の提供に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度における給付見込額を基礎として計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

(従業員持株会信託型E S O P)

当社は、平成24年3月15日開催の取締役会において、当社従業員持株会を活用し、福利厚生制度の拡充を目的として「従業員持株会信託型E S O P」（以下、「本制度」）の導入を決議しております。

本制度では、当社が「シーボン従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当社株式を譲渡していく目的で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下、「従業員持株会信託口」）が、本信託の設定後4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、持株会への売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社が従業員持株会信託口の債務を保証しており、総額法を適用しております。

なお、当事業年度末において、信託期間は終了しております。

(株式給付信託（J-E S O P）)

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の待遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気の向上と福利厚生制度の拡充を目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入すること及び本信託の設定時期、金額等の詳細について決議しております。この導入に伴い、平成25年11月13日付で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下、「株式給付信託口」）が当社株式178,900株を取得しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該本信託については、総額法を適用し、当事業年度末日に株式給付信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しており、計上額は359,201千円、株式数は178,796株であります。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
車両運搬具	一千円	1,505千円
計	—	1,505

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物	4,247千円	1,858千円
構築物	—	1
機械及び装置	1,220	0
車両運搬具	7	—
工具、器具及び備品	477	235
その他無形固定資産	—	2,557
原状復旧費用	3,138	9,549
計	9,091	14,202

※3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
亀有他	店舗	建物他	18,156

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、本社、工場、六本木共有施設につきましては全社資産としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18,156千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物13,270千円、工具、器具及び備品4,885千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
広島他	店舗	建物他	43,419
川崎	遊休資産	その他無形固定資産	59,353

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本単位とし、本社、工場、六本木共有施設につきましては全社資産としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額43,419千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物40,654千円、工具、器具及び備品2,765千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、主な資産は将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

その他無形固定資産の電話加入権については、今後の電話加入権の使用可能性を確認した結果、将来の用途が定まっておらず遊休状態にあるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額59,353千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。市場価格が著しく下落しており、今後も回復の見込みがないことから回収可能価額は零として算定しております。

※4 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
197,085千円	200,539千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	4,269,800	1,500	—	4,271,300
合計	4,269,800	1,500	—	4,271,300
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3, 4	244,155	—	35,800	208,355
合計	244,155	—	35,800	208,355

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,500株は、新株予約権の権利行使により新株を発行したことによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少35,800株は、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却したものであります。
3. 自己株式数には、当事業年度期首において、従業員持株会信託口が所有する当社株式65,200株及び株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて記載しております。
4. 自己株式数には、当事業年度末において、従業員持株会信託口が所有する当社株式29,400株及び株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7,353
	合計	—	—	—	—	—	7,353

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日取締役会	普通株式	170,785	40	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	128,134	30	平成27年9月30日	平成27年11月30日

- (注) 1. 平成27年5月15日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金2,608千円及び株式給付信託口に対する配当金7,151千円を含めております。
2. 平成27年10月30日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金1,419千円及び株式給付信託口に対する配当金5,363千円を含めております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月16日取締役会	普通株式	85,422	利益剰余金	20	平成28年3月31日	平成28年6月24日

- (注) 1. 1株当たり配当額は、創立50周年記念配当20円であります。
2. 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金588千円及び株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	4,271,300	1,000	—	4,272,300
合計	4,271,300	1,000	—	4,272,300
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3, 4	208,355	60	29,400	179,015
合計	208,355	60	29,400	179,015

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,000株は、新株予約権の権利行使により新株を発行したことによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加60株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少29,400株は、従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却したものであります。
3. 自己株式数には、当事業年度期首において、従業員持株会信託口が所有する当社株式29,400株及び株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて記載しております。
4. 自己株式数には、当事業年度末において、株式給付信託口が所有する当社株式178,796株を含めて記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7,172
	合計	—	—	—	—	—	7,172

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月16日取締役会	普通株式	85,422	20	平成28年3月31日	平成28年6月24日
平成28年10月31日取締役会	普通株式	85,422	20	平成28年9月30日	平成28年11月30日

- (注) 1. 平成28年5月16日取締役会の決議に基づく1株当たり配当額は、創立50周年記念配当20円であります。
 2. 平成28年5月16日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金588千円及び株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。
 3. 平成28年10月31日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月15日取締役会	普通株式	85,441	利益剰余金	20	平成29年3月31日	平成29年6月23日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託口に対する配当金3,575千円を含めております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	2,720,100千円	2,981,248千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△800,000	△600,000
現金及び現金同等物	1,920,100	2,381,248

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、六本木本店、工場における工具、器具及び備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年内	29,499	24,000
1年超	38,000	14,000
合計	67,499	38,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社売掛債権管理規程に基づき取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等は、全て3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれおりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,720,100	2,720,100	—
(2) 売掛金	902,551		
貸倒引当金（※）	△117		
	902,433	902,433	—
(3) 投資有価証券	271,077	271,077	—
(4) 敷金及び保証金	842,376	836,209	△6,167
資産計	4,735,988	4,729,821	△6,167
(1) 買掛金	117,270	117,270	—
(2) 未払金	752,884	752,884	—
(3) 未払法人税等	141,876	141,876	—
負債計	1,012,030	1,012,030	—

（※）売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,981,248	2,981,248	—
(2) 売掛金	882,499		
貸倒引当金（※）	△90		
	882,409	882,409	—
(3) 投資有価証券	296,855	296,855	—
(4) 敷金及び保証金	787,674	779,100	△8,573
資産計	4,948,188	4,939,614	△8,573
(1) 買掛金	93,787	93,787	—
(2) 未払金	761,095	761,095	—
(3) 未払法人税等	127,098	127,098	—
負債計	981,981	981,981	—

（※）売掛金に対応している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

- (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
関係会社株式	94,587	94,013
匿名組合出資金	—	100,000

関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

また、匿名組合出資金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内（千円）
現金及び預金	2,720,100
売掛金	902,551
合計	3,622,651

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

当事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内（千円）
現金及び預金	2,981,248
売掛金	882,499
合計	3,863,748

敷金及び保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額94,013千円、前事業年度の貸借対照表計上額94,587千円）については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	271,077	106,350	164,727
	小計	271,077	106,350	164,727
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		271,077	106,350	164,727

当事業年度（平成29年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	296,855	106,350	190,505
	小計	296,855	106,350	190,505
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		296,855	106,350	190,505

（注）匿名組合出資金（貸借対照表計上額100,000千円）については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付費用（千円）	24,646	25,821
確定拠出年金掛金（千円）	24,646	25,821

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費	955	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 5名、当社従業員 28名	取締役 4名、当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 37,400株	普通株式 30,000株
付与日	平成22年7月30日	平成25年7月31日
権利確定条件	付与日（平成22年7月30日）以降、権利確定日（平成24年7月30日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成25年7月31日）以降、権利確定日（平成27年7月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成22年7月30日 至平成24年7月30日	自平成25年7月31日 至平成27年7月31日
権利行使期間	自平成24年7月31日 至平成31年7月30日	自平成27年8月1日 至平成34年7月31日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成22年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	9,600	29,400
権利確定	—	—
権利行使	1,000	—
失効	—	—
未行使残	8,600	29,400

②単価情報

	平成22年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,540	2,070
行使時平均株価 (円)	2,625	—
付与日における公正な評価単価 (円)	181	191

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	13,798千円	17,002千円
未払事業所税	3,641	3,619
未払賞与	26,101	25,548
未払費用	6,386	7,338
移転補償金	—	12,344
ポイント引当金	117,617	135,439
一括償却資産	11,019	7,575
減損損失	53,551	69,939
減価償却限度超過額	14,332	13,136
貸倒引当金	7,081	7,070
会員権評価損	5,817	5,817
投資有価証券評価損	3,449	2,104
未払退職金	23,732	21,802
資産除去債務	96,593	94,572
株式給付引当金	45,181	61,491
関係会社株式	643	818
繰延税金資産小計	<u>428,947</u>	<u>485,622</u>
評価性引当額	<u>△22,453</u>	<u>△21,273</u>
繰延税金資産合計	<u>406,493</u>	<u>464,348</u>
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△6,890	△6,480
その他有価証券評価差額金	△47,311	△53,859
資産除去債務に対応する除去費用	△25,462	△19,983
繰延税金負債合計	<u>△79,663</u>	<u>△80,323</u>
繰延税金資産の純額	<u>326,829</u>	<u>384,025</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.7	14.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1	△0.1
住民税均等割	8.4	8.4
評価性引当額	△0.6	—
研究開発費等の特別控除	△4.7	△4.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.2	—
従業員持株会信託型E S O Pの残余財産分配金		
損金算入額	—	△17.7
その他	0.4	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>59.4</u>	<u>30.6</u>

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

直営店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等及び六本木本店、パビリオン及び工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

直営店舗は、使用見込期間を建物の耐用年数（15年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に1.744%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

六本木本店、パビリオン及び工場他の建設リサイクル法等に定める分別処分費用等は、使用見込期間を建物の耐用年数（主に50年）と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.585%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首残高	304,647千円	315,426千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,515	—
時の経過による調整額	4,380	4,110
資産除去債務の履行による減少額	2,117	10,686
期末残高	315,426	308,850

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

賃貸等不動産については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

化粧品及び医薬部外品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	2,164.76円	2,166.30円
1株当たり当期純利益金額	25.83円	43.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	25.76円	43.08円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	104,452	176,273
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	104,452	176,273
普通株式の期中平均株式数(株)	4,044,578	4,086,232
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	10,146	5,724
(うち新株予約権(株))	(10,146)	(5,724)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 1. 従業員持株会信託口が所有する当社株式(前事業年度末29,400株、当事業年度末1株)については、貸借対照表において自己株式として処理していることから、普通株式の期中平均株式数は当該株式の数(前事業年度47,189株、当事業年度6,168株)を控除して算定しております。

2. 株式給付信託口が所有する当社株式(前事業年度末178,796株、当事業年度末178,796株)については、貸借対照表において自己株式として処理していることから、普通株式の期中平均株式数は当該株式の数(前事業年度178,796株、当事業年度178,796株)を控除して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,391,072	50,602	81,495 (40,654)	5,360,179	2,952,125	180,438	2,408,054
構築物	445,594	17,451	592	462,452	292,617	17,826	169,834
機械及び装置	566,492	7,258	22,334	551,416	404,630	36,231	146,785
車両運搬具	68,038	6,986	11,314	63,710	51,969	6,356	11,741
工具、器具及び備品	1,166,423	83,512	22,872 (2,765)	1,227,063	1,009,892	59,083	217,171
土地	1,378,554	—	—	1,378,554	—	—	1,378,554
建設仮勘定	3,750	4,050	7,800	—	—	—	—
有形固定資産計	9,019,925	169,860	146,409 (43,419)	9,043,376	4,711,235	299,936	4,332,141
無形固定資産							
ソフトウェア	260,398	3,097	—	263,495	245,239	11,849	18,256
その他	87,817	9,931	63,958 (59,353)	33,790	1,677	62	32,112
無形固定資産計	348,215	13,029	63,958 (59,353)	297,286	246,916	11,911	50,369
長期前払費用	44,520	6,606	5,312	45,814	28,578	9,664	17,236

- (注) 1. 建物の当期増加額の主なものは、店舗改装工事による増加(24,349千円)、生産施設改修工事による増加(13,772千円)であります。
2. 工具、器具及び備品の当期増加額の主なものは、本社設備による増加(40,142千円)、店舗改装工事による増加(14,687千円)であります。
3. 建物の当期減少額の主なものは、店舗移設及び改装工事による減少(16,822千円)、店舗の減損損失(40,654千円)であります。
4. 工具、器具及び備品の当期減少額の主なものは、店舗移設及び改装工事による減少(12,740千円)であります。
5. その他無形固定資産の当期減少額の主なものは、電話加入権の減損損失(59,353千円)であります。
6. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務 (注) 1	3,846	3,229	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）(注) 1, 2	2,396	2,847	—	平成33年
合 計	6,242	6,076	—	—

- (注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	833	833	833	347

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	23,126	90	126	—	23,090
ポイント引当金	381,133	438,883	—	381,133	438,883
株式給付引当金	147,554	200,821	—	147,554	200,821

(注) ポイント引当金及び株式給付引当金の当期減少額（その他）は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a. 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		19,779
預金の種類	当座預金	1,756,513
	普通預金	598,189
	定期預金	600,000
	その他	6,766
小計		2,961,469
合計		2,981,248

b. 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友カード(株)	220,191
(株)ジェーシービー	185,123
三菱UFJニコス(株)	110,214
(株)オリエントコーポレーション	110,082
ユーシーカード(株)	44,818
その他	212,069
合計	882,499

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
902,551	13,490,675	13,510,727	882,499	93.9	24.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

c. 商品及び製品

区分	金額（千円）
商品	
メイク品	24,243
化粧品雑貨・美容関係器具類	20,474
食品	20,279
その他	3,318
小計	68,315
製品	
スキンケア	
ベーシック	121,322
スペシャル	199,227
メイクアップ	10,337
その他	31,055
小計	361,942
合計	430,258

(注) 上記区分ベーシック及びスペシャルの品目構成は、以下のとおりです。

ベーシック：洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の基礎化粧品

スペシャル：美容液・クリーム・パック等の化粧品

d. 仕掛品

区分	金額（千円）
スキンケア	
ベーシック	18,396
スペシャル	50,152
メイクアップ	725
その他	915
合計	70,189

(注) 上記区分ベーシック及びスペシャルの品目構成は、以下のとおりです。

ベーシック：洗顔料・クレンジング・化粧水・乳液等の基礎化粧品

スペシャル：美容液・クリーム・パック等の化粧品

e. 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
原料	46,035
資材	
ボトル	77,972
パッケージ	32,321
チューブ	24,566
ポンプ・スポット	22,868
その他	101,041
小計	304,806
貯蔵品	
販売促進用製品等類	77,857
消耗品類	64,920
小計	142,777
合計	447,584

f. 敷金及び保証金

区分	金額(千円)
直営店舗敷金	777,450
社員寮敷金	5,736
その他	4,487
合計	787,674

(2) 負債の部

a. 買掛金

相手先	金額(千円)
岩瀬コスファ(株)	16,648
興亜硝子(株)	16,042
ト一イン(株)	7,117
(株)吉野工業所	4,772
日光ケミカルズ(株)	4,422
その他	44,784
合計	93,787

b. 未払金

区分	金額(千円)
給料手当	400,584
法定福利費	55,965
設備関係	29,262
その他	275,283
合計	761,095

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,130,289	6,203,268	9,474,462	12,493,307
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	10,150	57,845	292,506	254,160
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	△2,180	23,855	220,469	176,273
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	△0.54	5.85	53.98	43.14

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	△0.54	6.36	48.04	△10.80

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注) 1	(特別口座) 取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 取次所 ー 買取手数料 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.cbon.co.jp/company/
株主に対する特典	株主優待制度 毎年3月31日現在の当社株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上保有の株主に対し、一律に年一回、自社製品を贈呈する。

- (注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができないものと定款にて定めております。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 単元未満株式の買増請求をする権利
2. 平成25年11月28日付で、株主名簿管理人を次の通り変更いたしました。なお、特別口座の口座管理機関については、変更はありません。
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第52期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月12日関東財務局長に提出

（第52期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月11日関東財務局長に提出

（第52期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月22日

株式会社 シーボン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 林 敏子 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーボンの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーボンの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シーボンの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シーボンが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。